

【2023.1.23 東京税理士会 日本橋支部研修会】

インボイス・電子帳簿保存法 と税務行政のDX化

禁無断転載

税理士 松崎 啓介

プロフィール

松崎 啓介 (まつざき けいすけ)

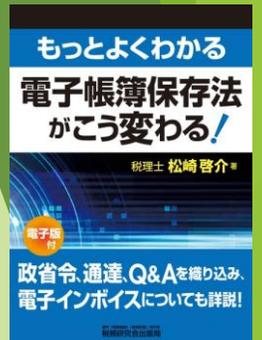
松崎啓介税理士事務所 税理士

昭和59年～平成20年 財務省主税局勤務 税法の企画立案に従事

(平成10年～平成20年 電帳法・通則法規等担当)

その後、大月税務署長、東京国税局 調査部特官・統括官、審理官、企画課長、審理課長、個人課税課長、国税庁監督評価官室長、仙台国税局総務部長、金沢国税局長を経て税理士登録。

主な著書に「国税通則法精解」(共著:大蔵財務協会)、「コンメンタール国税通則法」(共著:第一法規)、「もっとよくわかる 電子帳簿保存法がこう変わる!」「週刊税務通信(2021.10) Q&Aでわかる データ保存が義務となる電子取引の対応方法〈前編・後編〉」「週刊税務通信(2022.2) 電子取引制度 宥恕措置の概要と今後の電子保存対応」(税務研究会)、「税理2021.4月臨時増刊号 税務手続のデジタル化ーその実務と課題」、「税理2021.9月号 改正電子帳簿保存法は企業経理の電子化を推し進める好機～その全体像と事前対策」「月刊税理2022年3月号巻頭言 電子取引情報の電子データの保存への宥恕措置とやむを得ない事情」(ぎょうせい)、「旬刊経理情報2022.2.1号 改正電帳法の宥恕措置等の実務への影響」(中央経済社)、「中小企業が知っておきたい! 電子帳簿保存法 ポイントと対応」「中小企業のための 電子取引データ・電子インボイス保存対応術」(清文社)等書籍や記事を多数執筆、税理士会等の各種セミナーにおいて電帳法・インボイス対応関係の講演も多数実施。



本日のアジェンダ

- I. 令和5年度インボイス・電帳法改正案
- II. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- III. インボイス対応
- IV. 電子帳簿保存法の体系
- V. 電子取引データ保存の宥恕措置等(令和4年度改正)
- VI. 電子取引に係るデータ保存制度
- VII. 電子帳簿(書類)保存制度
- VIII. スキャナ保存制度
- IX. 適正な保存を担保するための重加算税の加重措置

I 令和5年度インボイス・電帳法改正案

R5改正 インボイス

インボイス制度開始までのスケジュール

登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合は9月30日まで

登録申請期限（令和5年10月1日から登録を受けようとする場合）

適格請求書等
保存方式の開始

電子取引データ保存義務化本格始動

2023年 3月31日

7月

10月

12月

2024年1月

登録の可否を検討し登録

3月決算法人申告対応後本格準備

年末調整

R5改正

- ◆ **改正前:**令和5年4月1日以降に申請する場合、9月30日までの間に「困難な事情」を登録申請書に記載して提出すれば、10月1日に登録を受けたこととみなされる。困難な度合いは問わない。
- ◆ **改正後:**運用上「困難な事情」の記載がなくとも改めて記載を求めない。

電子取引データの
紙での保存不可

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置案

【消費税額の計算】

免税事業者⇒インボイス発行事業者

仕入税額控除

本則課税

消費税額

$$= \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{(売上税額)}$$

課税仕入れ等に係る消費税額
(仕入税額)

簡易課税

消費税額

$$= \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{(売上税額)}$$

課税売上げに係る消費税額 × みなし仕入率

小規模事業者
に対する負担
軽減措置案

消費税額

$$= \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{(売上税額)}$$

×

[課税売上げに係る消費税額×80%を控除]

20%

- (注) 1. 令和5年10月1日から3年間の激変緩和措置として納税額を売上税額の2割に軽減。
 2. 令和8年9月30日の属する課税期間まで適用。(個人事業者は令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象)
 3. 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象。
 4. 適用に当たって、事前の届出不要で、申告時に選択適用可能(申告書にその旨を付記)。
 5. 軽減措置案の適用を受けた翌課税期間中に簡易課税適用の届出を提出した場合、その翌課税期間から簡易課税が適用される。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

【インボイス前】

「3万円未満の課税仕入れ」等は一定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができたが、これらの規定は廃止

【インボイス後】

3万円未満の、鉄道等による公共交通機関の運賃や自販機、ATMなどの自動サービス機による支払など、適格請求書等の交付を受けることが困難な取引に限って、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる。

【中小事業者等に対する事務負担の軽減措置案】

前々事業年度等の基準期間の課税売上高が1億円以下の事業者については、令和5年10月1日から6年間(令和11年9月30日まで)、1万円未満(税込・1回の取引の合計額)の課税仕入れについて、帳簿のみの保存で仕入税額控除を可能とする。

(注) 基準期間の課税売上高が1億円超の場合でも、前事業年度等開始の日以後6月間の課税売上高が5千万円以下である場合は、軽減措置の対象。

少額な返還インボイスの交付義務の見直し案(恒久措置)

- 例えば、決済の際に、買手側の都合で差し引かれた振込手数料相当額やその他の経費を、売手が「売上値引き」として処理する場合に新たな事務負担となるとの声が聞かれる。
- 改正案では、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、少額な値引きや返品等（1万円未満_(税込)）については、返還インボイスの交付が不要とされる。

買手



振込手数料660円を差し引いた54,350円を振込み



売手



値引処理をした振込手数料相当額について返還インボイスを交付しなければならない。



売掛金55,000 / 売上55,000
現預金54,340 / 売掛金55,000
売上値引 660

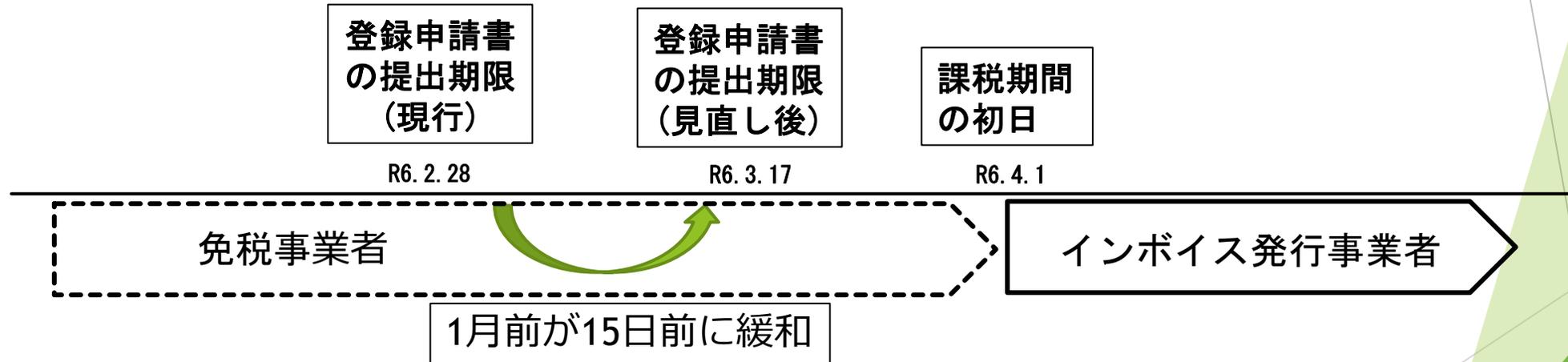
改正案: 値引き等が少額（1万円未満）である場合、返還インボイスの交付を不要とする。

適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し(その1)

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書（登録申請書）提出期限

免税事業者が課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合の登録申請書の提出期限を当該課税期間の初日から起算して15 日前の日（現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1 月前の日）とする（消法 57 の 2 ②、消令 70 の 2）。

当該課税期間の初日後に登録された場合も初日に登録されたものとみなす。



課税期間の初日から登録を取消す場合の届出書（登録取消届出書）提出期限

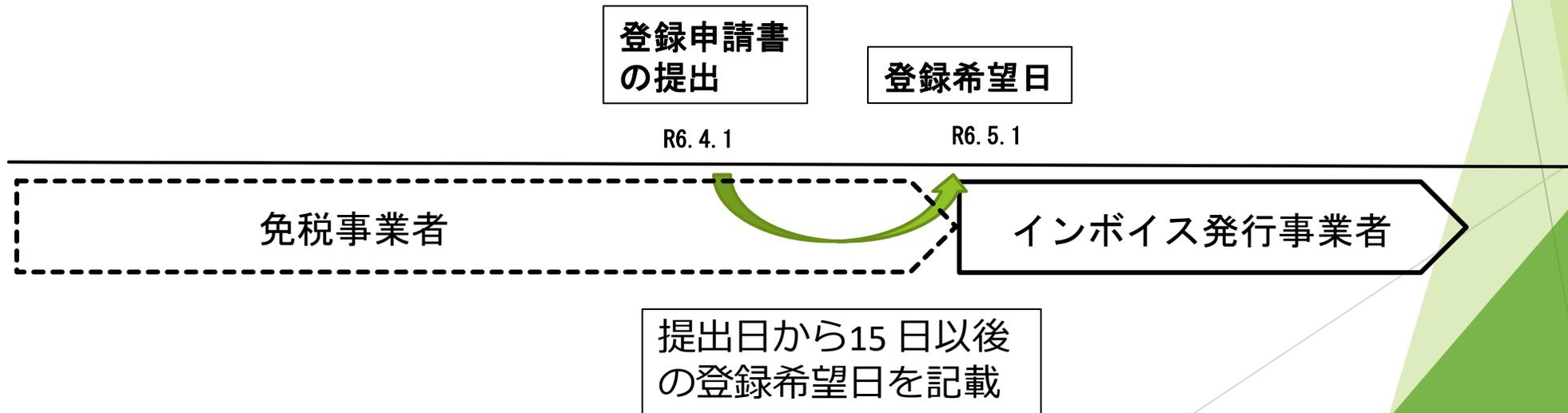
適格請求書発行事業者が課税期間の初日から登録を取消す場合の届出書の提出期限を当該課税期間の初日から起算して15 日前の日（現行：届出書の提出があった課税期間の末日から起算して30 日前の日の前日）とする（消法 57 の 2 ⑩一）。

適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し（その2）

課税期間の途中から登録を受ける場合の登録希望日の記載

適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、免税事業者が課税期間の途中から登録を受けようとする場合の登録申請書には、登録希望日（提出日から15日を経過する日以後の日）を記載するものとする。

登録希望日後に登録されたときは、登録希望日に登録を受けたものとみなされる。



R 5 改正 電帳法

令和6年以降の電子取引データ保存の保存方法（その1）

新たな猶予措置(恒久措置)の創設案

① 原則：保存要件にしたがって電子データを保存

⇒システム対応等の相当の理由により保存要件にしたがった保存を行うことができなかった事業者については新たな猶予措置が適用可

新たな猶予措置の適用要件

- ・ 税務署長が相当の理由があると認める場合（手続不要）
- ・ 税務調査等の際に①データを出力した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）を提示・提出できるようにしている、かつ、②データのダウンロードの求めに応じることができるようにしている。

手続不要で猶予措置を適用

② 保存要件にかかわらず電子データを保存

（注）令和5年末までの宥恕措置は適用期限到来をもって廃止。



令和6年以降の電子取引データ保存の保存方法（その2）

検索機能の確保の要件の見直し案

税務調査において電子データのダウンロードの求めに応じる場合

- ◆ 前々事業年度等の売上高5千万円（現行1千万円）以下の者、
or
- ◆ データを出力した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。）の提示・提出の求めに応じることができるようにしている者

ダウンロードに
応じて、売上
千万円以下

ダウンロード
に応じて、書
面に出カ

③ 検索要件以外の保存要件により電子データを保存(検索要件全て不要)

過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の対象帳簿の範囲

軽減措置の適用を受けようとする税目（所得税・法人税・消費税）に係る全ての帳簿を保存要件に従って保存する必要

所得税 所得税法上の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（所規58①、63①）

法人税 法人税法上の青色申告法人が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（法規54、59①）

消費税 消費税法上の事業者が保存しなければならないこととされる次の帳簿

- (イ) 課税仕入れの税額の控除に係る帳簿（消法30⑦⑧一）
- (ロ) 特定課税仕入れの税額の控除に係る帳簿（消法30⑦⑧二）
- (ハ) 課税貨物の引取りの税額の控除に係る帳簿（消法30⑦⑧三）
- (ニ) 売上対価の返還等に係る帳簿（消法38②）
- (ホ) 特定課税仕入れの対価の返還等に係る帳簿（消法38の2②）
- (ヘ) 資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物の保税地域からの引取りに関する事項に係る帳簿（消法58）

（注）課税貨物の保税地域からの引取りを行う事業者については、上記（ハ）及び（ヘ）（課税貨物の保税地域からの引取りに関する事項に係るものに限る。）が対象帳簿となる。また、資産の譲渡等又は課税仕入れを行う事業者は、それ以外の帳簿が対象となる。

申告所得税・法人税の優良な電子帳簿の対象範囲の合理化・明確化

青色申告法人の場合、仕訳帳、総勘定元帳「その他必要な帳簿」を備え、別表21に定めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならない(法規54、59①)。(所規58、63①)

「その他必要な帳簿」についての対象範囲（申告所得税・法人税）の見直し案

【法人税】の場合の見直しの考え方

申告(課税所得)に直接結びつきやすい経理誤り全体を是正しやすくするかどうかといった観点から以下の帳簿を対象とする。

P/L科目⇒課税標準や税額の計算に直接影響を及ぼすことを踏まえ、その科目に関する補助帳簿全て

B/S科目⇒P/L科目との関連性が強く、その科目の変動について把握する必要性が高い科目に関する補助帳簿に限定

帳簿の具体例	記載事項	別表21の区分
売上帳	売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項	11、12
仕入帳、経費帳(賃金台帳を除く)	仕入れその他の経費（賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く。）に関する事項	13、14
売掛帳	売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	4
買掛帳	買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	5
受取手形記入帳、支払手形記入帳	手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	3
貸付帳、買入帳、未決済項目に係る帳簿	その他の債権債務に関する事項（当座預金を除く。）	6
有価証券受払い簿（法人税のみ）	有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項	7
固定資産台帳	減価償却資産に関する事項	8
繰延資産台帳	繰延資産に関する事項	9

(注1)優良な電子帳簿に位置付けられない帳簿としては、現金出納帳(現金の出納に関する事項)、当座預金出納帳（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項）、上記以外の資産台帳（上記以外の資産に関する事項）(別表21の区分1.2.10)がある。

(注2)所得税の場合は、費用(経費)に関する事項のうち、雇人費、青色専従者給与額及び福利厚生費(賃金台帳)も優良な電子帳簿の対象となる。

(注3)上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税から適用される。あわせて対象帳簿の範囲を明確化するための運用上の措置を予定。

スキャナ保存制度の保存要件の見直し案

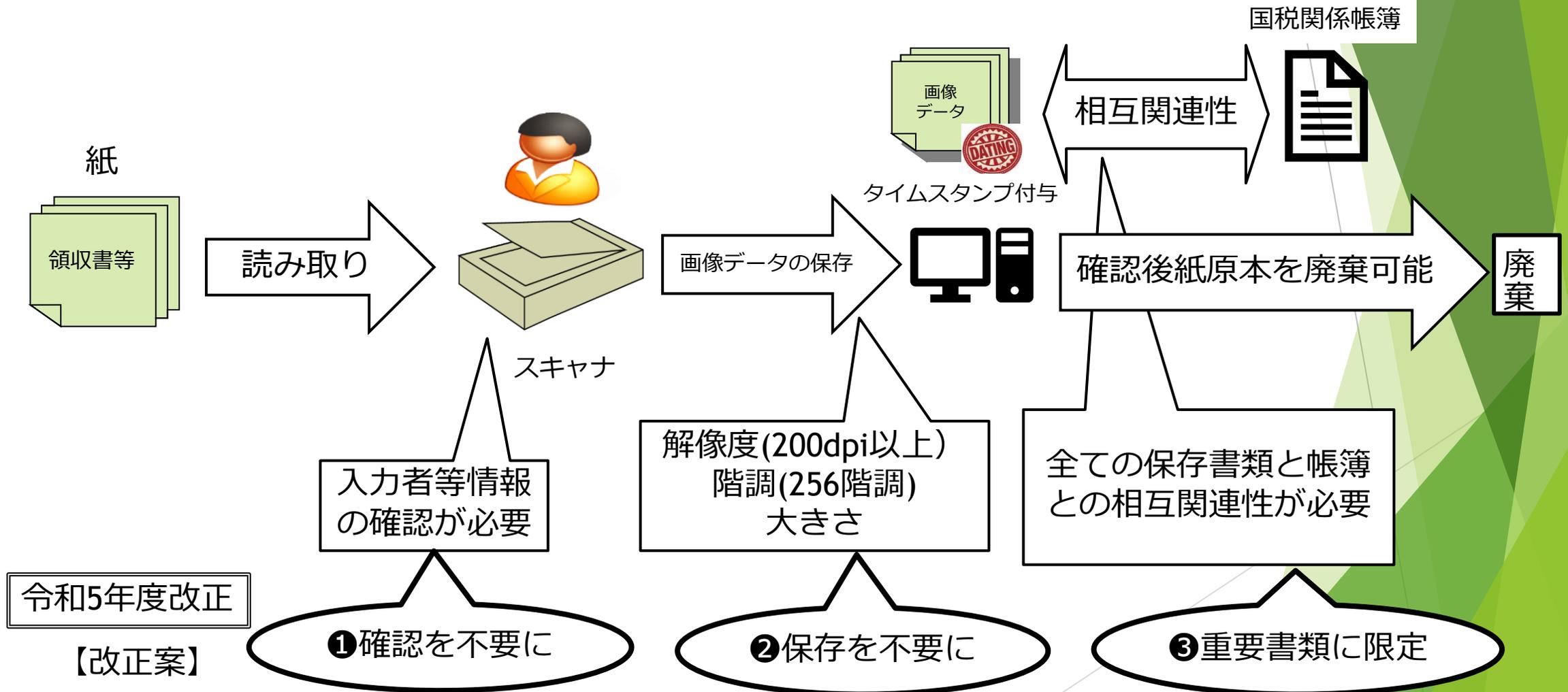
要件	重要書類	一般書類	見直し案
入力期間の制限(書類の受領等後又は業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに入力)	○		
一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り(一般書類はグレースケール可)	○	○	
タイムスタンプの付与	○	○	
読み取った解像度等及び大きさ情報の保存(一般書類は大きさ情報不要)	○	○	不要
バージョン管理(訂正又は削除の事実及び内容の確認)	○	○	
入力者等情報の確認	○	○	不要
スキャン文書と帳簿との相互関連性の保持	○	○	一般書類は不要
見読可能装置の備付け(一般書類はグレースケール可)	○	○	
システムの開発関係書類等の備付け	○	○	
検索機能の確保	○	○	

(注1) 重要書類とは、資金や物の移動に直結・連動する書類で、契約書、領収書、納品書、請求書など

一般書類とは、重要書類以外の書類で見積書、注文書、検収書など

(注2) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類に適用される。

スキャナ保存制度の利便性向上のためのさらなる簡素化の見直しイメージ



保存義務が課されている書類

書類の性格	書類の重要度	書類の名称・内容
一連の取引過程における開始時点と終了時点の取引内容を明らかにする書類で、取引の中間過程で作成される書類の真実性を補完する書類	資金や物の流れに 直結・連動する 書類のうち特に重要な書類 【重要書類】	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書 ・領収書 及び恒久的施設との間の内部取引に関して外国法人等が作成する書類のうちこれらに相当するもの並びにこれらの写し
一連の取引の中間過程で作成される書類で、所得金額の計算と直結・連動する書類	資金や物の流れに 直結・連動する 書類 【重要書類】	<ul style="list-style-type: none"> ・預り証 ・借用証書 ・預金通帳 ・小切手 ・約束手形 ・有価証券受渡計算書 ・社債申込書 ・契約の申込書 (定型的約款無し) ・請求書 ・納品書 ・送り状 ・輸出証明書 及び恒久的施設との間の内部取引に関して外国法人等が作成する書類のうちこれらに相当するもの並びにこれらの写し
資金の流れや物の流れに直結・連動しない書類	資金や物の流れに 直結・連動しない 書類 【一般書類】	<ul style="list-style-type: none"> ・検収書 ・入庫報告書 ・貨物受領証 ・見積書 ・注文書 ・契約の申込書 (定型的約款有り) 及びこれらの写し

(出典：電子帳簿保存法一問一答（スキャナ保存関係）問2に基づき作成。)

Ⅱ． 税務行政のDX

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

デジタルを活用した、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直し

(基本的な指針)

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革 (BPR)の徹底

税務行政の将来像2.0*

ICT社会への
的確な対応

税務手続きの
抜本的な
デジタル化



あらゆる税務手続
が税務署に行かず
にできる社会



納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)



申告・申請等の簡便化

自己情報のオンライン確認

チャットボットの充実等

プッシュ型の情報配信

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

AI・データ分析の活用

照会等のオンライン化

Web会議システム等の活用

重点課題への
的確な取組

租税回避への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

消費税不正還付
等への対応

大口・悪質事案
への対応

(インフラ整備)

システム高度化と人材育成

内部事務の集約処理

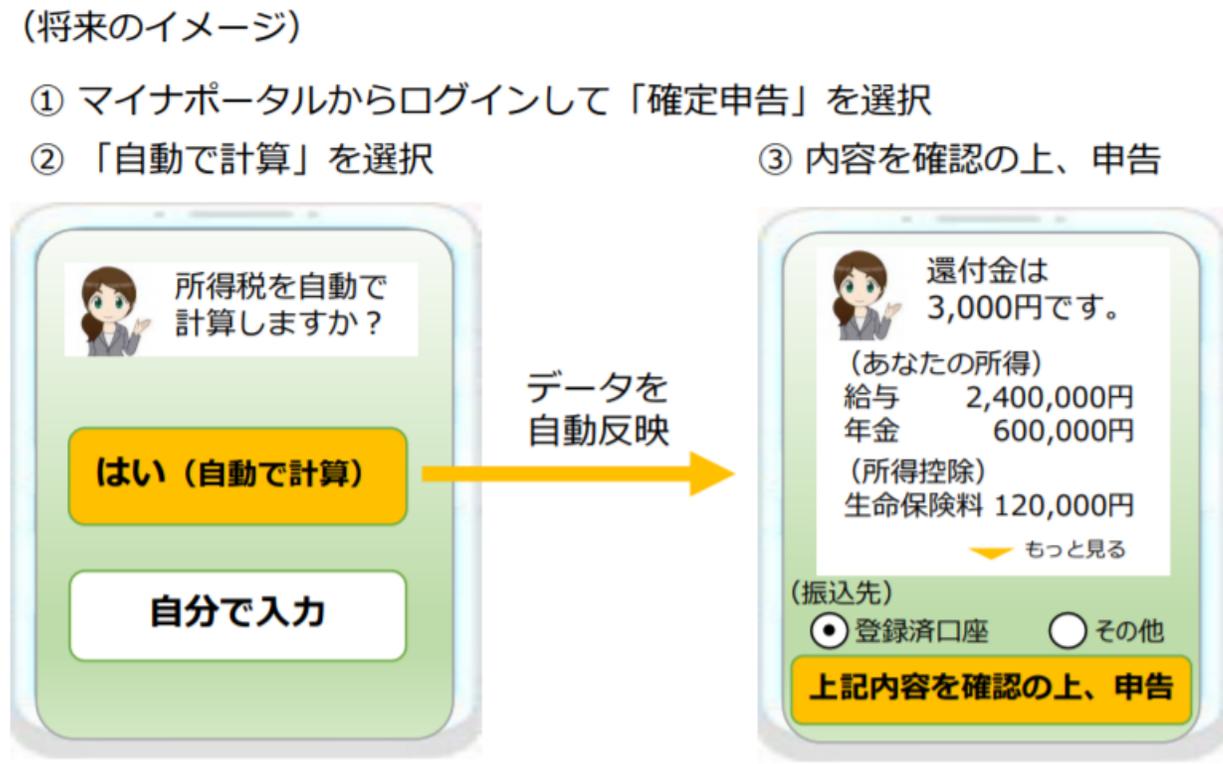
関係機関との連携・協調

* 平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたもの。

構想 1 : 税務署に行かずにできる「確定申告（納付・還付）」（申告の簡便化）

確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指します。

- (現状：税務署に行く場合)
- ① 申告に必要な情報を入手・整理
(例)
 - ・源泉徴収票（給与・年金）
 - ・生命保険料控除証明書 等※ほとんどが紙で交付
 - ② 税務署（申告相談会場）を往訪
※確定申告期は混雑
 - ③ 申告データを作成するシステム（国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」）に必要な事項を個々に入力
※還付金振込口座は毎年入力
 - ④ e-Taxで申告データを送信



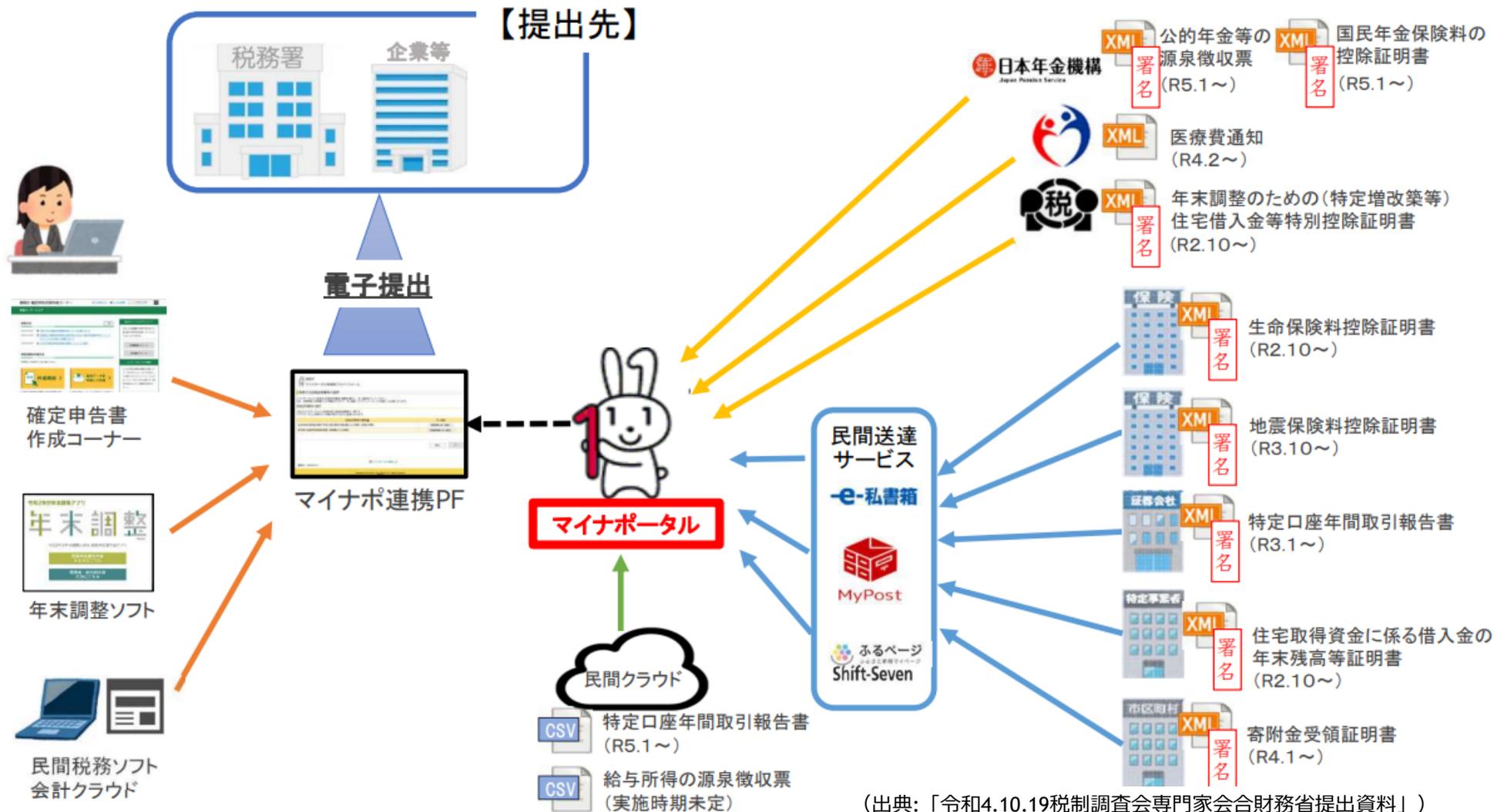
※個々の項目や還付金振込口座の入力は不要（振替納税を利用すれば納付も自動に）

- (注)
- ・ 国税庁では、マイナポータルを通じて入手したデータを申告データに自動的に取り込む仕組みの整備を進めています。（既に取込可能：生命保険料、特定口座取引等。令和4年～：損害保険料、ふるさと納税等）
 - ・ 必要な全てのデータを自動的に取り込むためには、データ交付の普及（発行者の協力）やシステムの刷新等が必要になります。
 - ・ 国税庁の提供する「年調ソフト」を利用すれば、年末調整関係書類についても必要なデータを自動的に取り込むことが可能です。

（出典：「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（国税庁）」

マイナポータル連携の推進【現状】

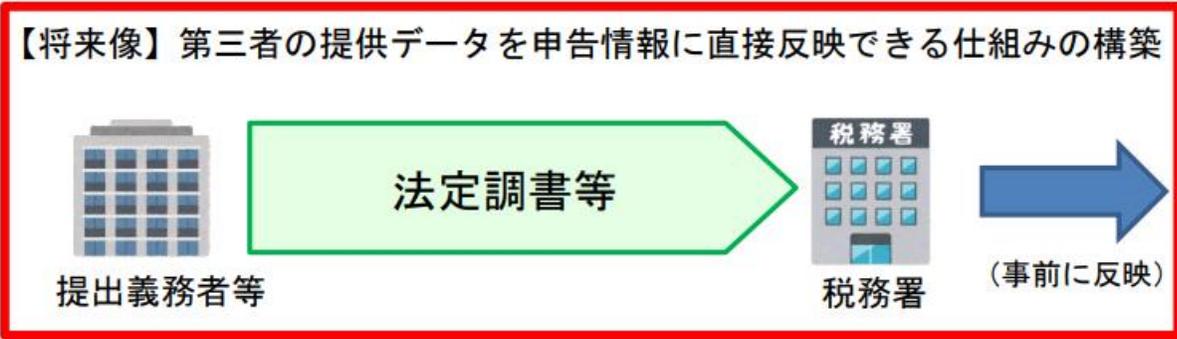
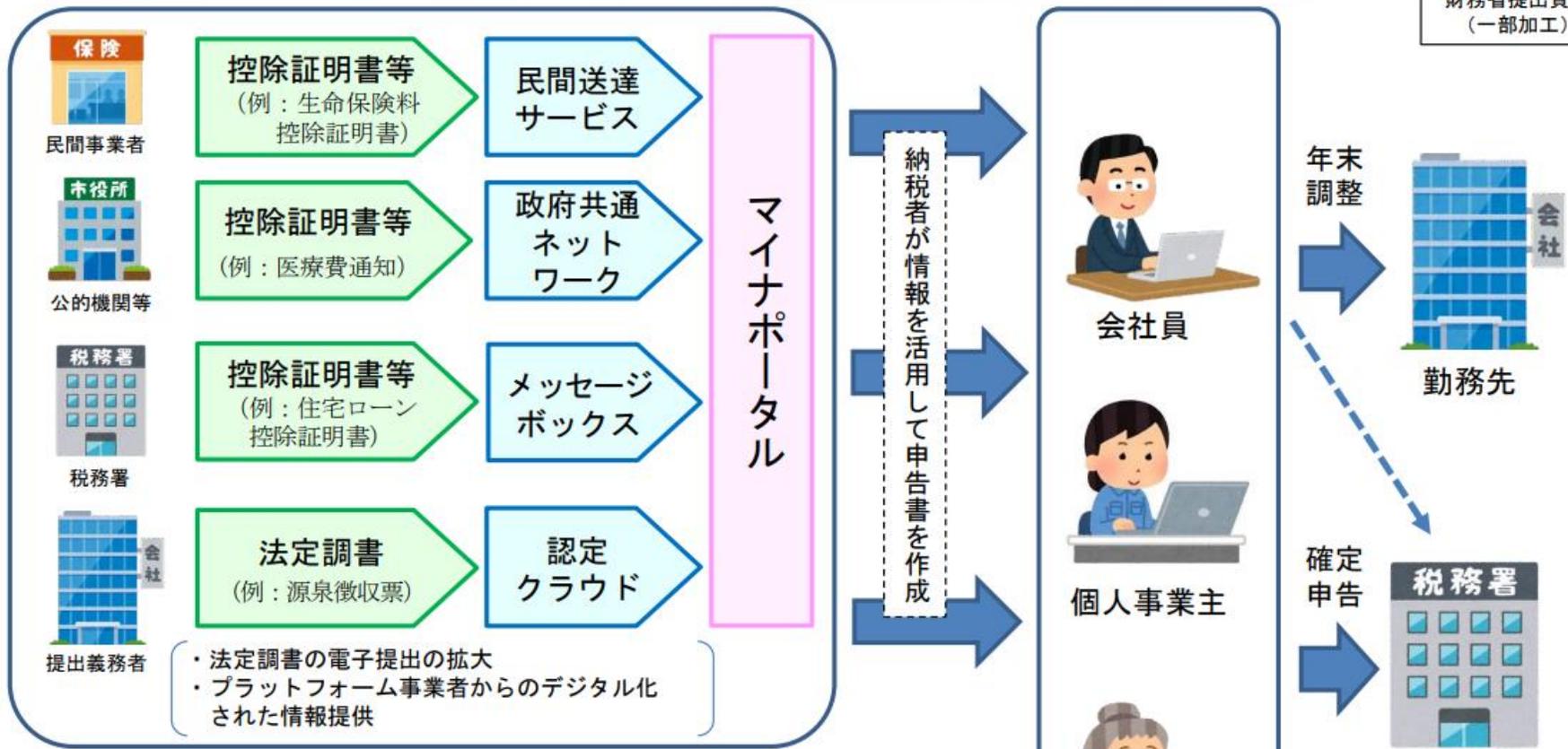
- 国税庁においてはこれまで、官民の情報連携の基盤として、マイナポータル連携を推進してきた。
- 令和5年1月からは、1年分の医療費通知のほか、公的年金等の源泉徴収票と国民年金保険料の控除証明書が新たに連携対象として追加される予定。



(出典:「令和4.10.19税制調査会専門家会合財務省提出資料」)

第三者から提供された電子情報の活用

令和4年10月19日
第8回専門家会合
財務省提出資料
(一部加工)



法定調書等の情報のデジタル化を推進していく必要

構想3：税務署に行かずにできる「特例適用状況の確認等」（自己情報のオンライン確認）

特例適用（青色承認、消費税簡易課税等）や納税（未納税額がない旨等）の状況については、マイナポータルやe-Taxにより確認できる仕組みの実現を目指します。

（現状：納税証明書の例）

① 税務署を往訪



② 交付請求書を記入・提出



③ 納税証明書（紙）の受領



④ 金融機関等に対して納税証明書（紙）を提出

（注）

- ・ 納税証明書の交付請求及び受領はオンライン（e-Tax）によることも可能です。
- ・ オンラインで交付するPDFデータにQRコードを表示し、真正性を確保する仕組みを提供予定です（令和3年7月予定）。

（将来のイメージ）

マイナポータルの「あなたの情報」又はe-Taxのアカウント画面において、過去に提出した申請・届出の状況や納税の状況を確認。

あなたの情報

所得税等に関する事項	
所得税申告区分	青色
〇〇特例	適用なし

[〇〇特例の適用を届け出る](#)

納税の状況（〇月〇日時点）
未納税額はありません

[納税状況データのダウンロード](#)

（注）

- ・ e-Taxで送信した申告データは現状でもe-Tax上で確認することができます。このほか、書面で提出した申告書等のイメージデータもe-Tax上で確認できる仕組みの提供に向けて必要な作業を進めています（令和4年5月開始予定）。
- ・ 本構想は、申告以外のデータも対象とするものです。現時点では、e-Taxのアカウント画面で自己情報を表示する機能を整備した上、個人の方についてはマイナポータルでも確認できるよう、データを連携するという方法を想定しています。

チャットボットによる相談

- 税務手続に関する不明な点について、オンラインで解決できるよう、国税庁ホームページでチャットボットを運用。
- 令和2年1月のリリース以降、相談範囲を順次拡大してきている。

納税環境の整備 ～チャットボット～

「税務職員ふたば」
画面遷移（スマホ）
（PC・スマホ・タブレットに対応）

土日夜間など日時によらず、いつでも気軽に税務相談ができる
相談チャンネルとして国税庁HPでチャットボットを運用。

概要

税に関する質問を、フリーワードなどで入力すると、AI（人工知能）が自動回答。

相談範囲

相談件数の推移
(所得税の確定申告)

年度	相談件数
令和元年分	37
令和2年分	420
令和3年分	590,000

- ・ 所得税の確定申告（令和2年1月～）
- ・ 年末調整（令和2年10月～）
- ・ インボイス制度（令和4年5月～）

について、チャットボットによる相談を実施。

相談件数は年々増加しているところ、特に所得税の確定申告の相談件数は、2年で約16倍と急増。

チャットボットは、利用者からの質問やアンケートを基に相談内容の拡充や対象税目の拡大を図っており、令和5年1月からは、消費税の確定申告についての相談を実施予定。

国税庁HP
トップ画面

税目選択画面

チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット説明ページ

相談ページ

構想5：税務署に行かずにできる「相談」②（プッシュ型の情報配信）

マイナポータルやe-Taxのお知らせを通じ、申告の可否や適用できる特例など、個々の納税者の状況に応じた情報（カスタマイズ情報）をプッシュ型で提供する仕組みの実現を目指します。

（将来のイメージ）

例1：災害にあった方へのお知らせ

お知らせ

- ・〇月〇日に発生しました地震の影響により、お住まいの地域（〇〇市）につきましては、所得税及び消費税の申告期限及び納期限が延長されています。
[申告期限等の延長について（詳細）](#)
- ・災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで①所得税法の雑損控除又は②災害減免法の適用を受けることができます。
[雑損控除と災害減免法（詳細）](#)

⋮

例2：申告が必要な方へのお知らせ

お知らせ

- ・不動産を売却した場合、所得税の確定申告が必要となる場合があります。
[確定申告が必要かどうか確認する](#)

↓

申告シミュレーション

譲渡物件：土地
物件所在地：〇〇県〇〇市…
譲渡収入：10,000,000円

取得価額 円

譲渡費用 円

国税庁のシステム



法定調書情報*

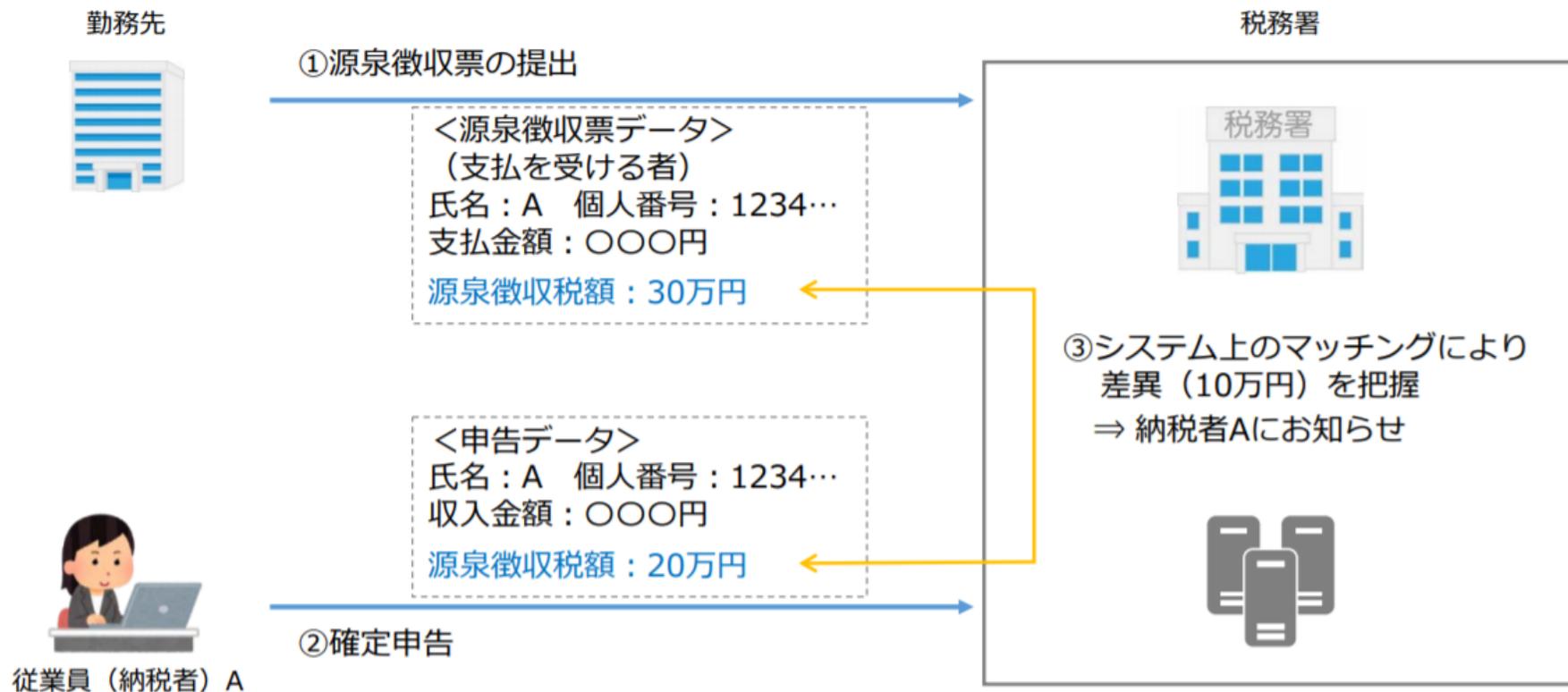
* 不動産業者が、誰からの不動産をいくらで購入したかを記載した調書を税務署に提出する制度があります。

（注）災害等に関する情報については、現在も国税庁ホームページにおいて、適時に必要な情報を提供できるよう取り組んでいます。

申告内容の自動チェック

マイナンバーや法人番号をキーとして、納税者から申告された内容と国税当局が保有する各種データをシステム上でマッチングし、効率的に誤りを把握する取組を進めています（マッチングできるデータの拡大と正確性の向上を目指しています）。

（例：源泉徴収税額の過不足）



(注)

- ・ 給与所得の源泉徴収票は、原則として年収500万円超の方の分が税務署に提出される一方、地方税当局には、原則として全ての方の給与支払情報が報告されています。その他のデータも含め、国・地方の連携を図っていくことが重要と考えています。

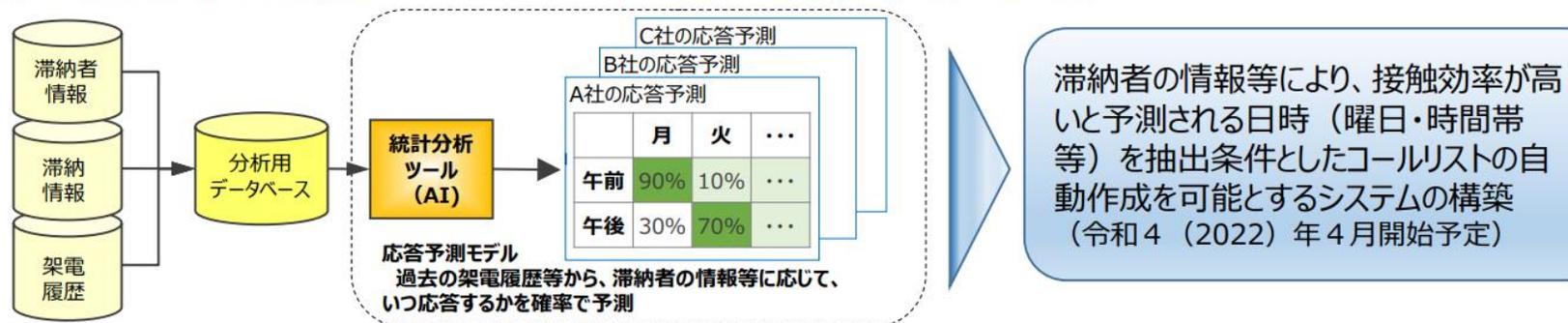
AI・データ分析の活用

将来的なAIの活用も見据え、幅広いデータの分析により、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいます。

- 申告内容や調査事績、資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール※等を用いて加工・分析を行い、有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。



- 滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。



※ BA（Business Analytics）ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

Web会議システム等の活用（リモート調査）

納税者の理解を得て、税務調査の効率化を進める観点から、大規模法人を対象にWeb会議システムなどを利用したリモート調査を実施しています。【令和2年7月～】
国税庁においても必要な機器・環境の整備を進め、リモート調査の拡大に取り組んでいきます。

Web会議システムの活用の例

調査担当者（法人会議室）



調査担当者

Web会議システム

面談の相手方

（本社・事業所等社員）



面談の相手方

Web会議システム利用の前提

- 税務調査では機密性の高い情報のやり取りが行われることやシステムの脆弱性に起因するリスクがあることを相手方が理解していること
- 調査法人が、通常業務において機密性の高い情報のやり取りを含め当該Web会議システムを利用
- 調査法人の管理・支配する場所等において、相手方の使用に供する機器・接続環境を利用して、セキュリティポリシーの範囲内で活用する

リモート調査の例

調査担当者（国税局等）

作業用PC



特定の端末のみネットワークへの接続を認証
（セキュリティの強化）



無線通信

Web会議・データ收受等

調査法人

調査法人のネットワーク回線



Web会議・データサーバ

税務調査等における資料のオンライン提出

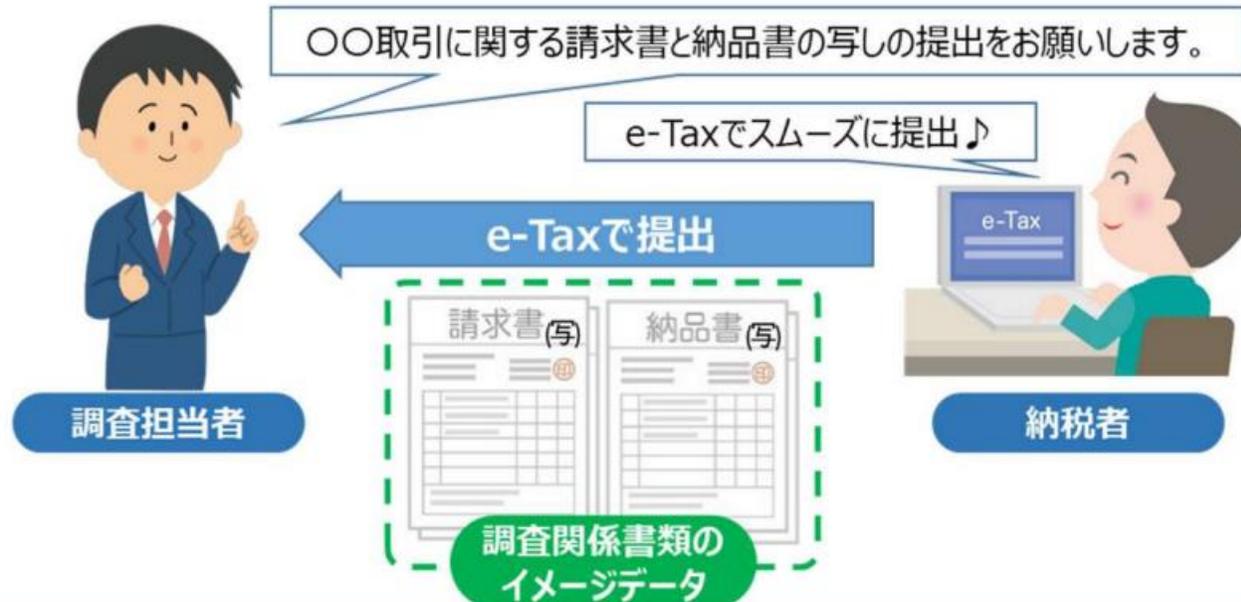
▶ 令和4年1月から、税務調査等で提出を求められた資料（調査関係書類）のe-Taxによる提出が可能に。

- 税務調査や滞納整理の際に、調査・徴収事務担当職員から求められた書類（帳簿書類や請求書・納品書などの写し）を提出する場合、書面による提出に代えてe-Taxを利用することで、イメージデータ（PDF形式）※により、担当者（担当部署宛）へ提出が可能。
- e-Taxを利用している方であれば、法人・個人を問わず利用が可能。
- 税理士の方による代理送信も可能。
- 電子委任状を利用することで、法人の代表者以外の方（代表者から委任を受けた役員や経理担当者の方）が送信することも可能。

※ 令和5年3月までに、PDF形式に加え、CSVファイル形式での提出も可能となる予定

利用イメージ

〈調査・滞納整理時〉

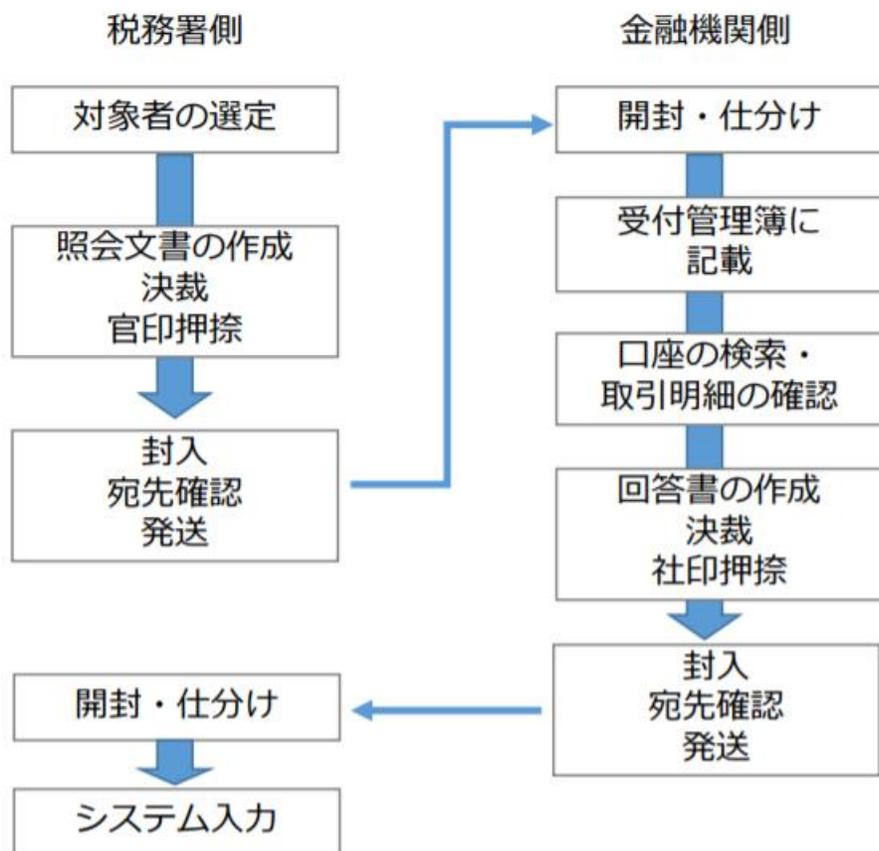


照会等のオンライン化

官民の業務の効率化を図る観点から、これまで書面や対面により行っていた①金融機関への預貯金照会や②税務調査における必要な資料の提出について、オンライン化を図ります。

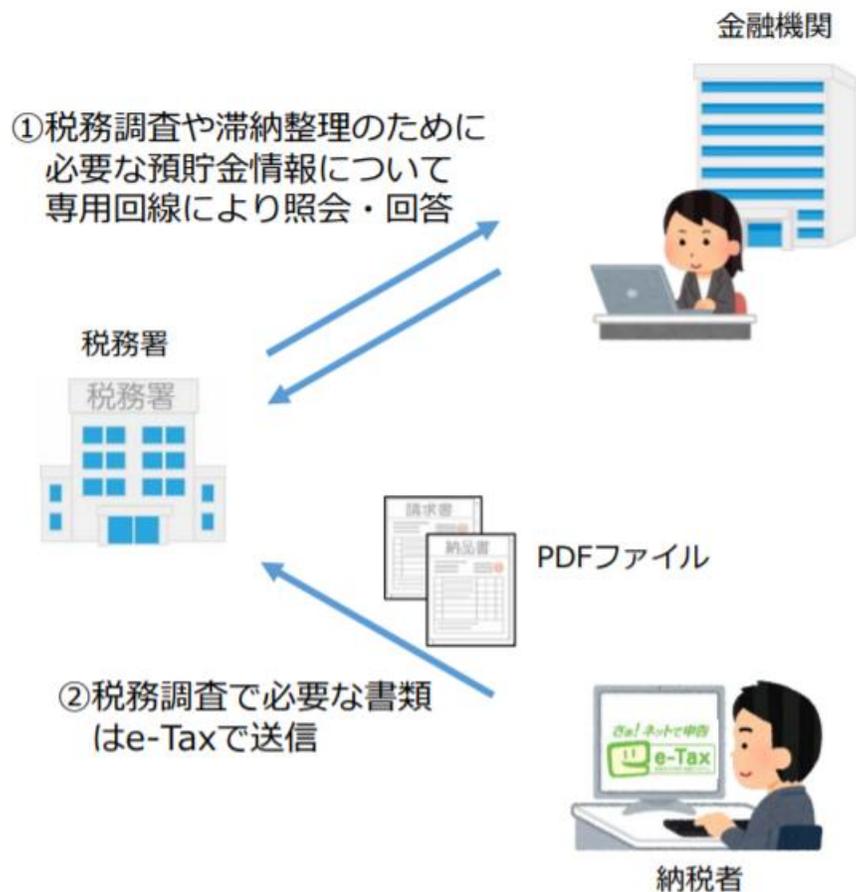
【①令和3年10月～（予定） ②令和4年1月～（予定）】

（現状：書面による預貯金照会の業務フロー）



照会文書や回答書は原本（紙）を保管

（オンライン化のイメージ）



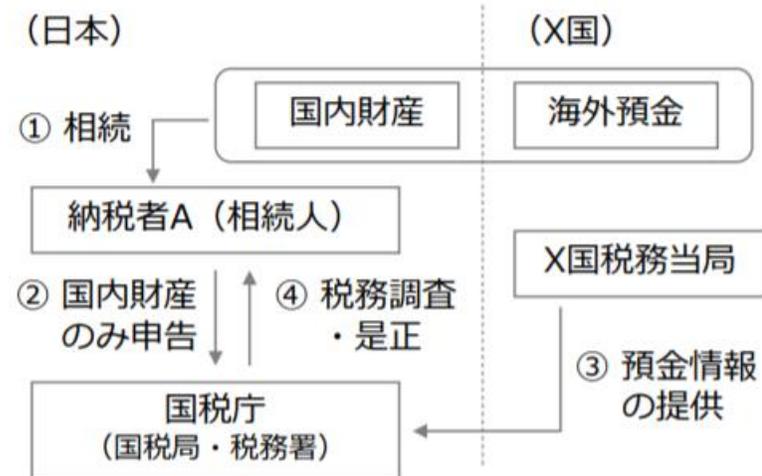
(参考) 国際的な課税・徴収逃れへの対応

国際的な取引や海外の資産を利用した悪質な課税・徴収逃れに対しては、外国税務当局との情報交換や徴収共助により、厳正かつ的確な対応を行っています。引き続き、外国税務当局との連携・協調を拡大・強化し、適正・公平な課税・徴収の実現に取り組んでいきます。

(外国税務当局との連携・協調による課税・徴収の事例)

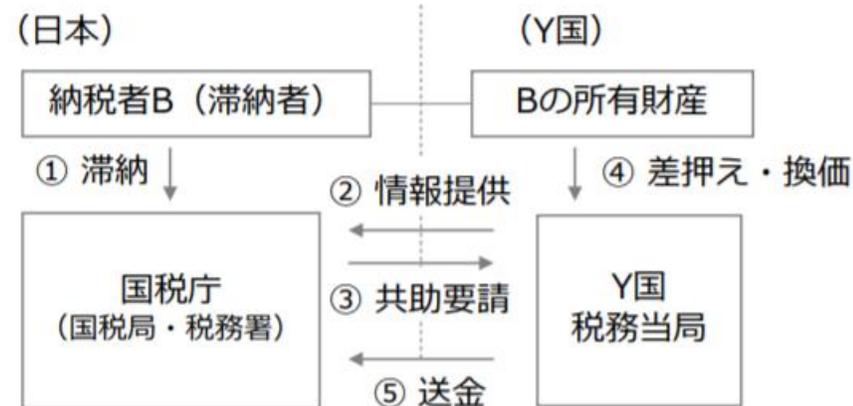
事例 1：海外預金の申告漏れの把握

- ① 納税者Aは、国内の財産のほか、海外（X国）の預金（被相続人名義）も相続。
- ② Aは、相続税申告において国内財産のみ計上。
- ③ X国税務当局から国税庁（日本）に預金情報（CRS情報）を提供。
- ④ 税務調査により、申告漏れを是正。



事例 2：徴収共助による滞納国税の徴収

- ① 納税者Bは、国税を滞納しているが、国内には十分な財産を保有していない。
- ② 国税庁は、Y国税務当局からの情報提供により、BがY国に財産を保有していることを把握。
- ③ 国税庁からY国税務当局に共助要請。
- ④ Y国税務当局はY国内の財産を差押え・換価。
- ⑤ 日本への送金により、滞納国税の全額を徴収。



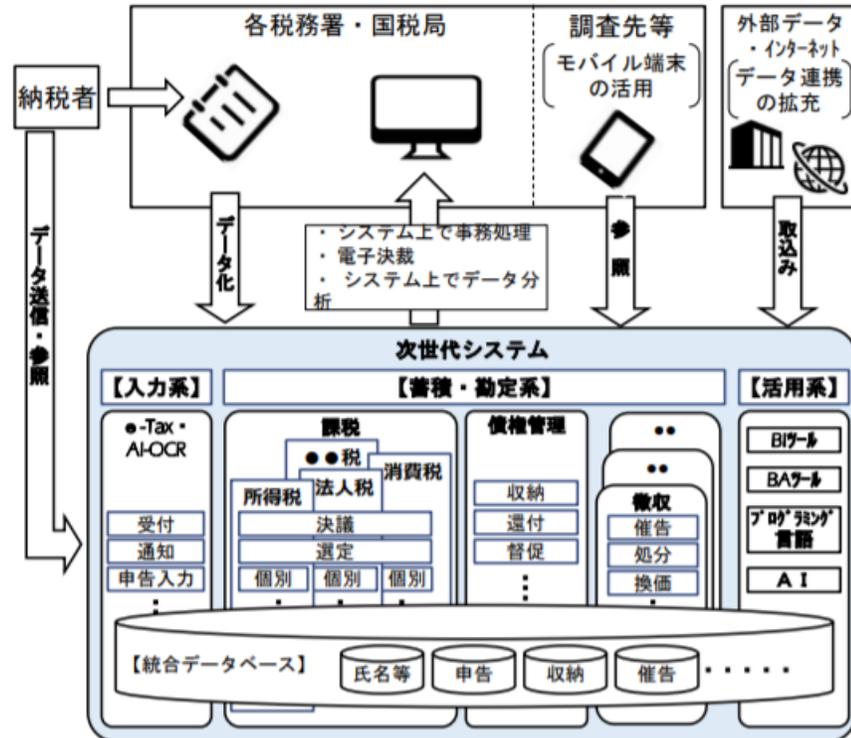
システム高度化と人材育成

「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に向けた施策を支えるため、基幹システムの刷新（次世代システムの開発）や、データ分析を行うことのできる人材の育成に取り組んでいます。
【次世代システムについては、令和8年リリース予定】

システム高度化

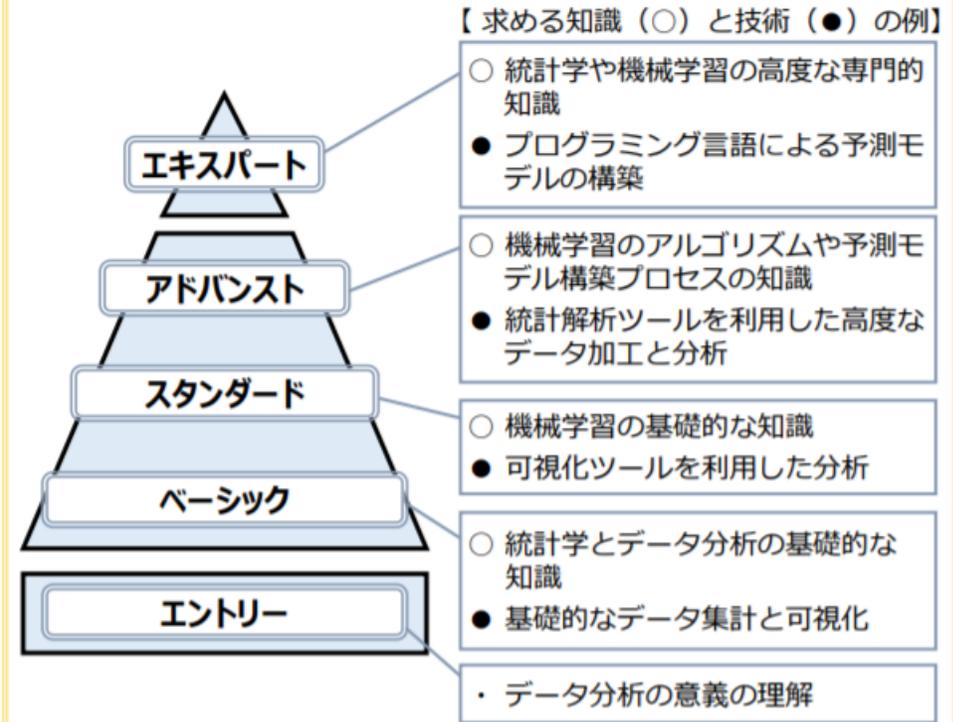
次世代システムの開発コンセプト

- ・ 紙からデータ（書面中心からデータ中心の事務へ）
- ・ 縦割りシステムの解消（税目別データベース等の見直し）
- ・ メインフレームからの脱却（オープンシステム化）



人材育成

統計学やAIを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修体系を整備するなど、人材の育成に取り組んでいます。



(注) システム面の検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策を導入するなど、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。

(出典:「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(国税庁)」)

**令和5年度
新試験区分
(理工・デジタル系)**

税のスペシャリスト

**国
税
専
門
官**

開始!

専門試験科目に
(基礎数学、物理、化学等を設定
詳細は、国税庁HPを確認!!)

数学
ゴールデン
税務
国税専門官 理工・デジタル

検索

© 税務出版社 / 白泉社

2023(令和5)年度から
理工・デジタル系の方向けの、

国税専門官採用試験(B区分)

が始まります!

国税庁では、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでおり、ICT分野での活躍が期待される理工・デジタル系の人材を求めています。

理工・デジタル系の方向けの新たな試験区分では、基礎数学、情報数学、情報工学、物理、化学等といった理工・デジタル系の分野の問題が多く設定されており、幅広く、理工・デジタル系の方が受験しやすい試験となっています。

○国税専門官とは...

国税庁は、国の財政基盤を支える内国税の賦課・徴収を行う官庁です。国税専門官は、全国の国税局や税務署で**税のスペシャリスト**として、次のような業務を行います。

国税調査官

納税者から提出された確定申告書等について、適正な申告が行われたかどうかの調査や検査を行うとともに、申告に関する指導などを行います。

国税徴収官

定められた納期限までに納付されない税金の督促や滞納処分を行って、税金を徴収するとともに、納税に関する指導などを行います。

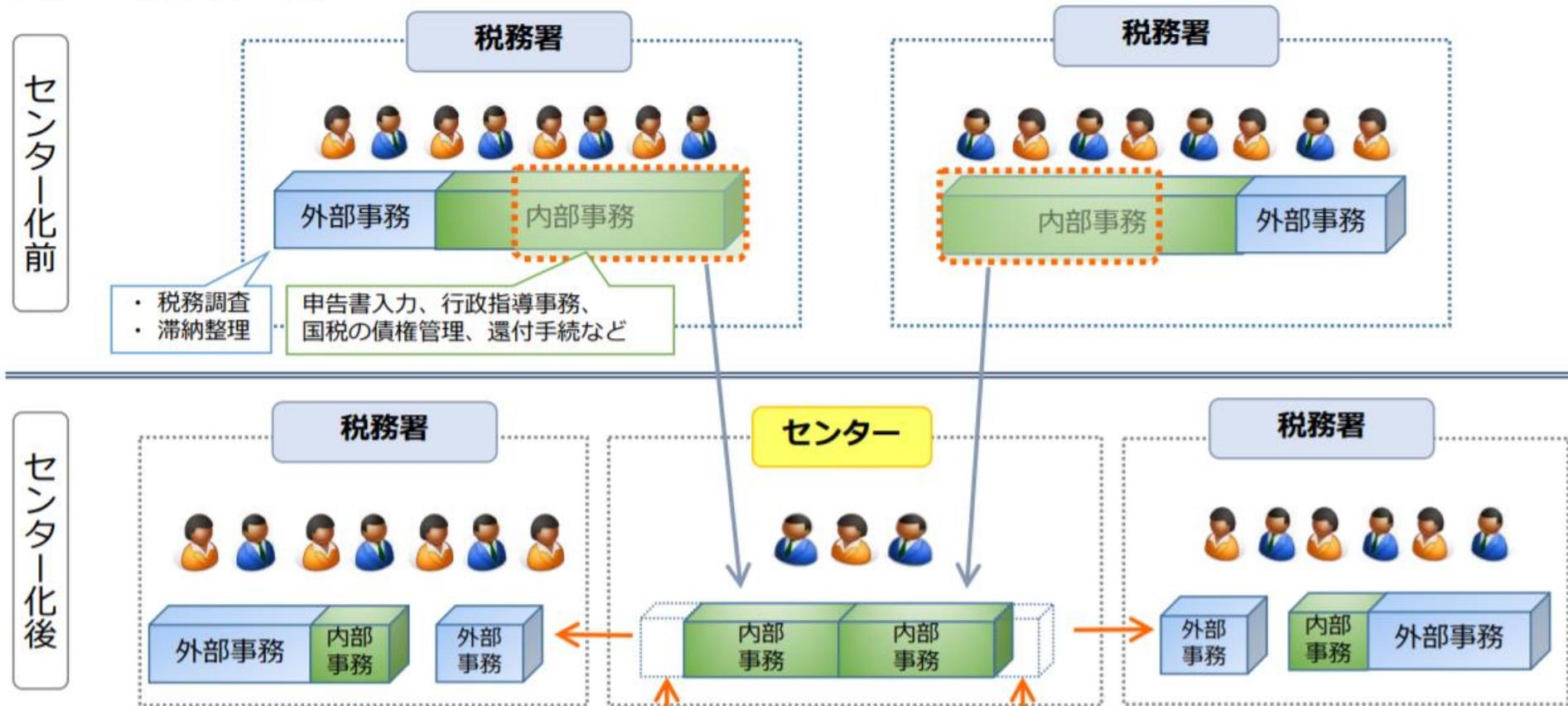
国税査察官

裁判官から許可状を得て、悪質な脱税者に対して捜索や差押えなどの強制調査を行い、刑事罰を求めるとともに検察官に告発します。

内部事務の集約処理（センター化）

複数の税務署における内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の返還手続、行政指導事務等）を国税局のセンターで集約して処理する「内部事務のセンター化」に取り組んでいます。

（センター化のイメージ）

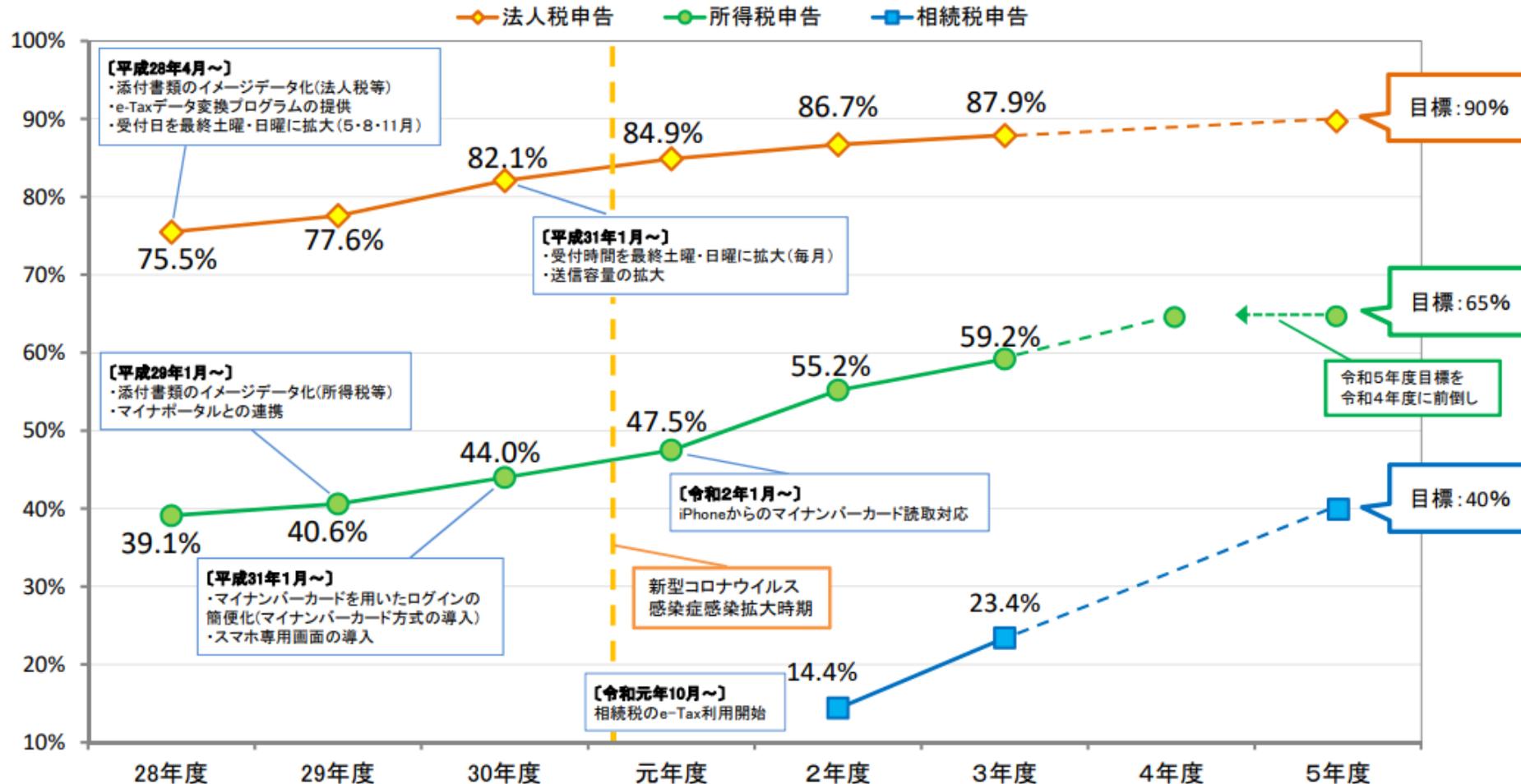


目的

- ・ 集約処理を通じて、内部事務のより一層の効率化を図る。
- ・ 効率化により創出されたマンパワーを活用して、納税者サービスの充実や外部事務の充実・高度化を目指す。

e-Tax利用率の推移

- ・ 国税庁では、平成16年度より国税電子申告・納税システム（e-Tax）の運用を開始。
- ・ 国税に関する全ての申告や申請について、原則としてオンラインで手続可能。
- ・ e-Tax利用率は順調に増加。令和5年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指す。



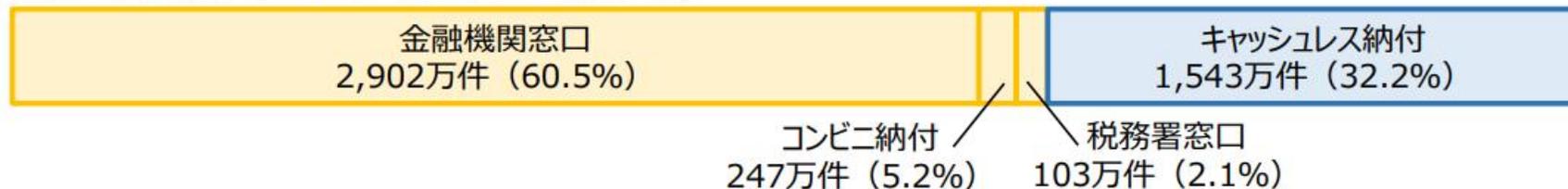
※ 所得税申告については、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含む。

(出典: 「令和3年度における e-Tax の利用状況等について (国税庁)」)

キャッシュレス納付の利用拡大

- 国税庁では、納税者の利便性向上と現金管理等に伴う社会全体の事務コストの削減を図る観点から、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいる（目標：令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割）。

国税の納付件数（手段別内訳：令和3年度実績）



※ 「キャッシュレス納付」とは、現金（紙幣・硬貨）を使用しない非対面の納付方法を意味し、
①ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、②振替納税、
③インターネットバンキング等の電子納税、④クレジットカード納付を指します。

【ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）】

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な操作で口座引落としにより納付する方法。
e-Taxで申告する、特に、毎月の源泉所得税など頻繁に納付手続を行う法人が主な対象。



【振替納税】

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落としにより納付する方法。
申告所得税や消費税の確定申告書を提出する個人が対象。



【スマホアプリ納付（令和4年12月開始予定）】

決済専用Webサイト（スマートフォン専用）において、スマホアプリ（○○Pay等）を使用することにより納付する方法。
スマホアプリ（○○Pay等）を使用している個人が主な対象。
※ 納付できる金額は30万円以下となります。

スマホ等でe-Tax申告後

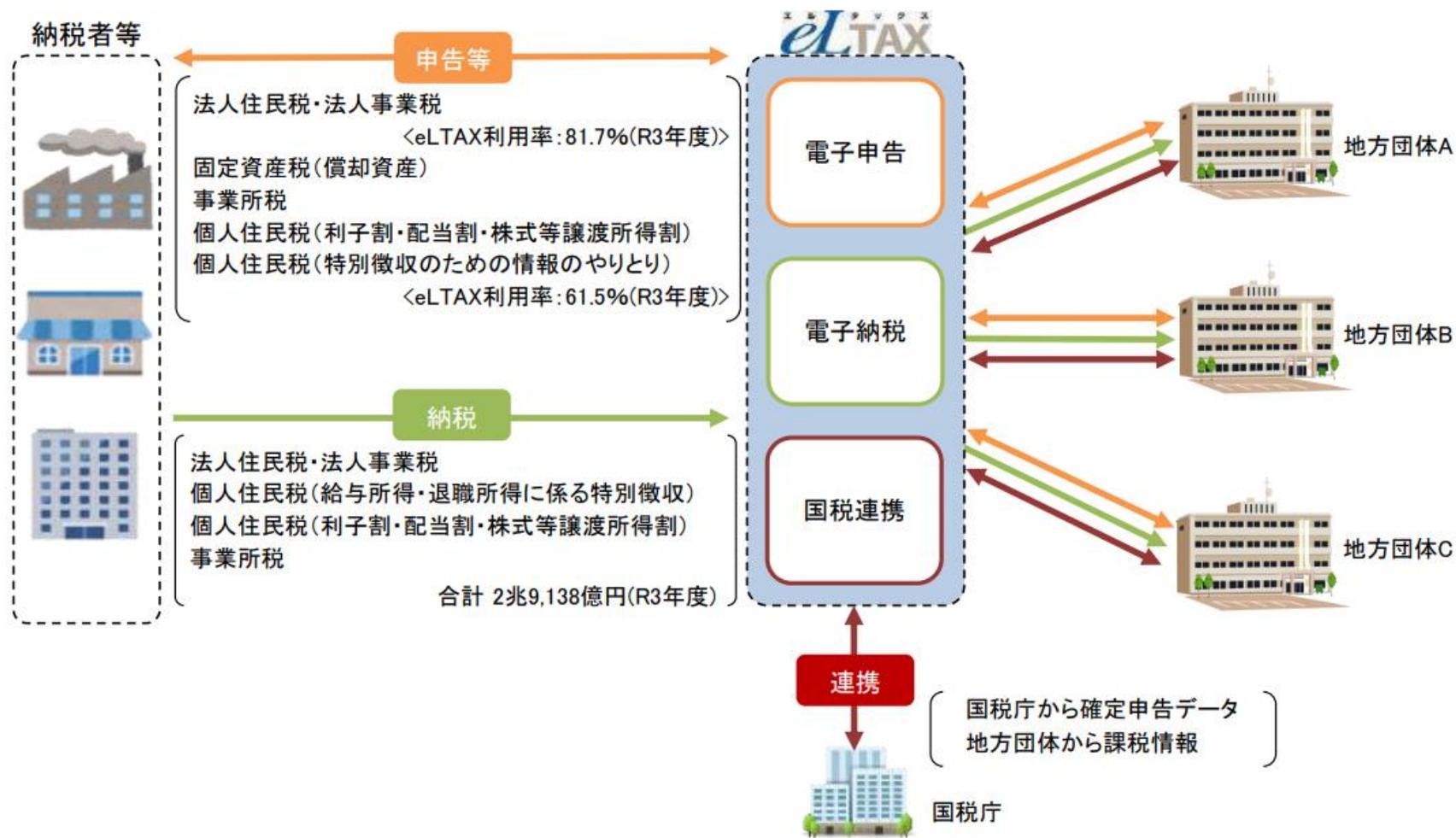


②Pay払いの選択・決済（納付委託）
※納税者は、事前にチャージが必要

eLTAX(エルタックス)について

令和4年10月19日
第8回専門家会合
総務省提出資料

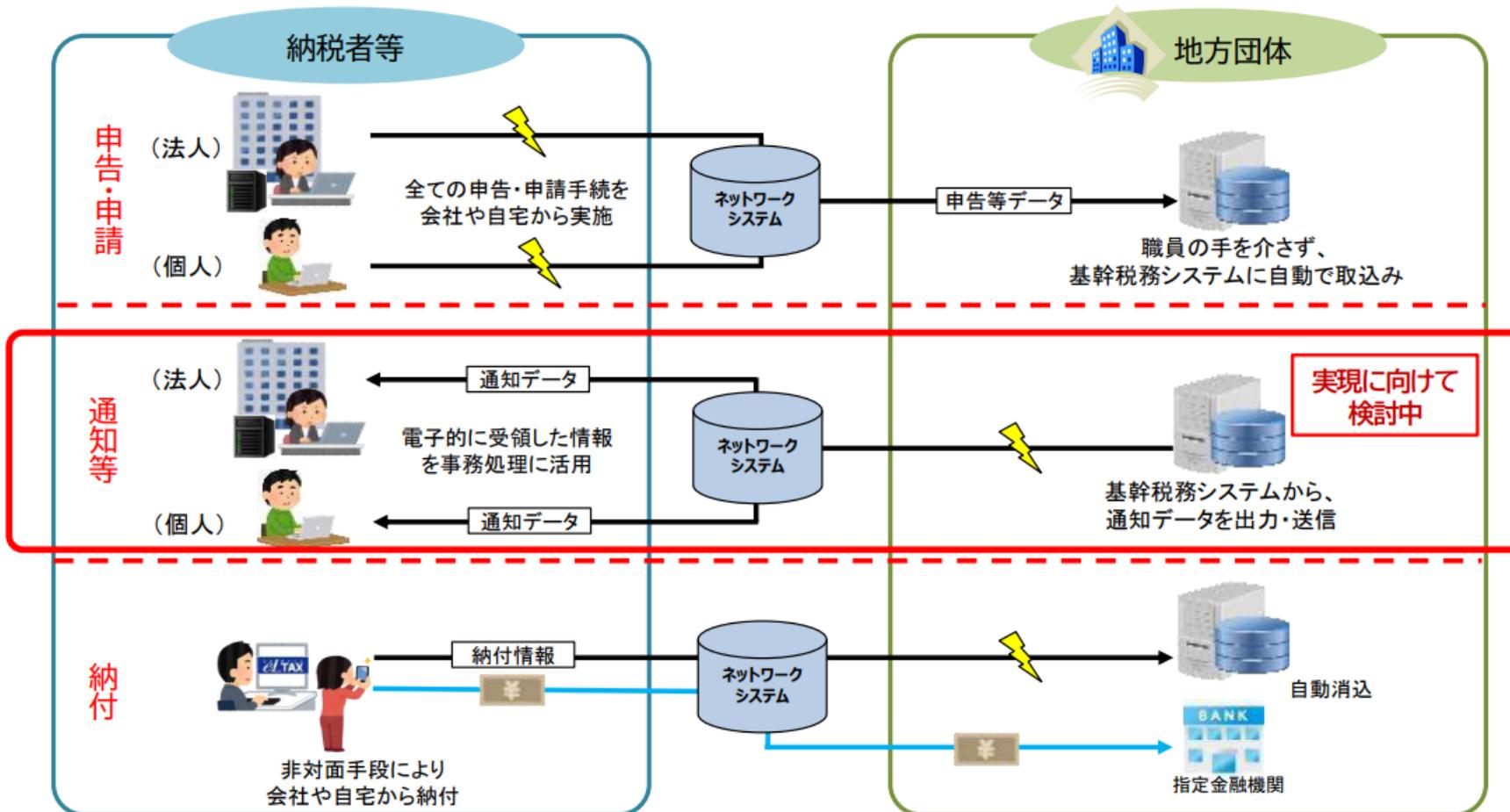
- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続きを電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。



地方税務手続のデジタル化に係る「目指すべき将来像」

令和4年10月19日
第8回専門家会合
総務省提出資料

- 納税者と地方団体との間のあらゆる手続についてオンラインで行うことを可能とし、双方において、電子的に受信した情報の事務処理での活用を可能とするなど地方税務手続の「デジタル完結」を目指す。



Ⅲ. インボイス対応

1. インボイス・電帳法対応のロードマップ

インボイス制度開始までのスケジュール

登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合は9月30日まで

登録申請期限（令和5年10月1日から登録を受けようとする場合）

適格請求書等
保存方式の開始

電子取引データ保存義務化本格始動

2023年 3月31日

7月

10月

12月

2024年1月

登録の可否を検討し登録

3月決算法人申告対応後本格準備

年末調整

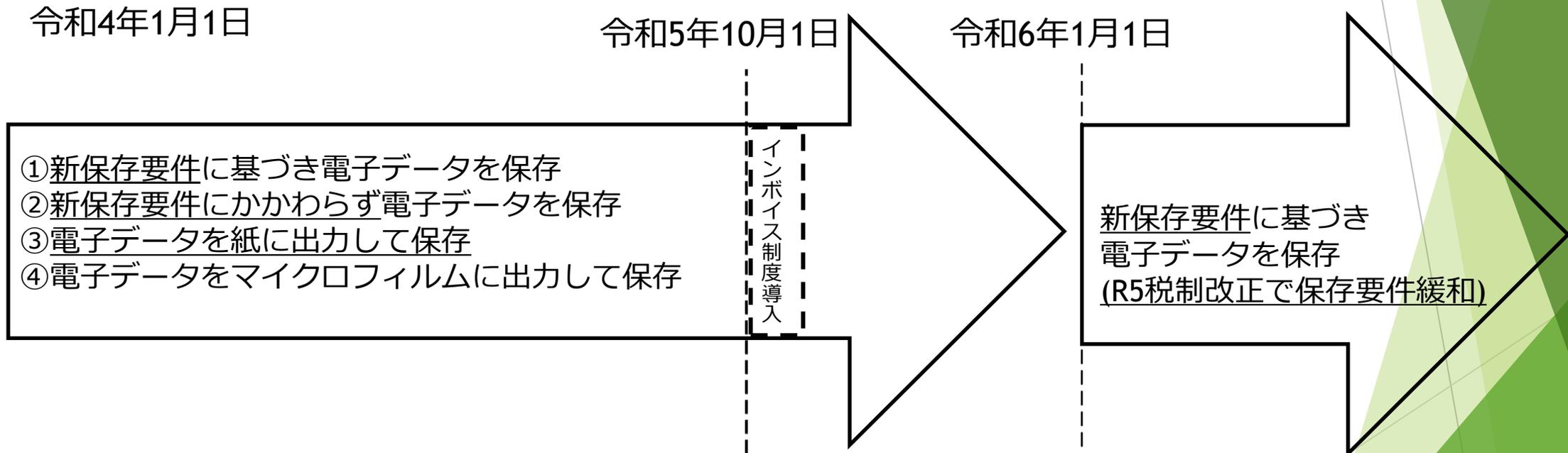
- ・インボイス発行事業者登録
- ・免税事業者の登録可否検討

- ◎インボイス制度開始前にやるべきこと
- ・請求書等様式のインボイス対応確認
- ・端数処理のシステム対応
- ・登録番号の取引先への周知
- ・取引先の登録状況、登録番号確認
- ・課税事業者⇒免税事業者への価格交渉
- ・免税事業者⇒課税事業者への価格交渉
- ・発行・受領インボイスの保存
- ・電子インボイスの保存要件対応
- ・電子取引データの保存要件対応

電子取引データの
紙での保存不可

電子取引のデータ保存制度の保存方法とインボイス制度導入時期

【令和4年1月1日～令和5年12月31日までに行う電子取引の取引情報については宥恕措置が適用可】



(注1) それぞれの保存要件に従って、保存期間終了まで保存。

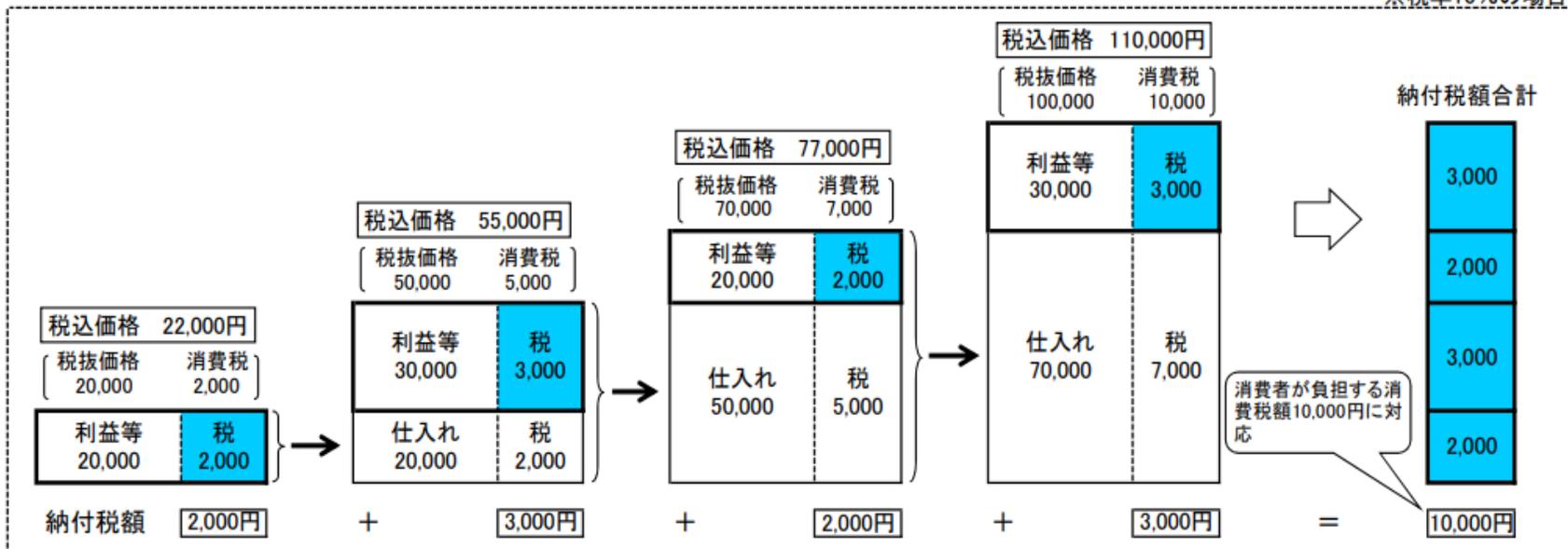
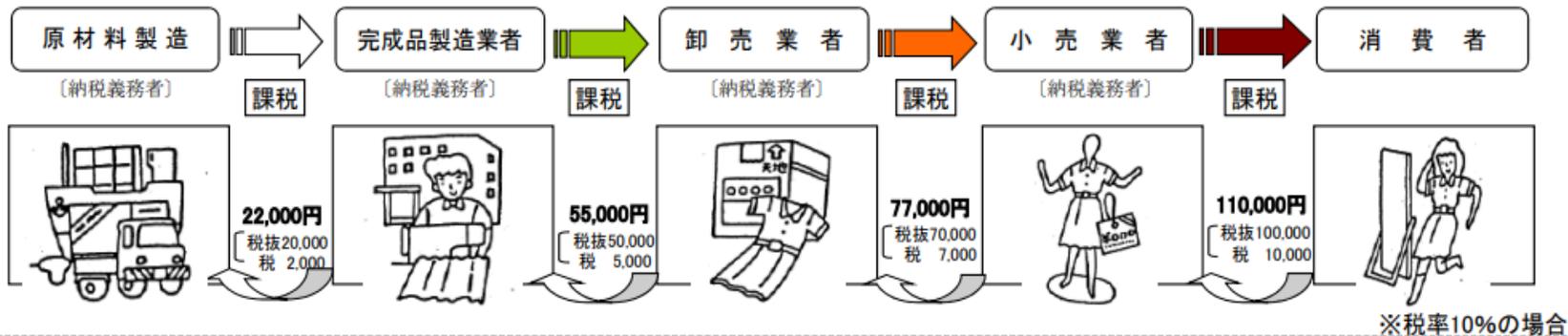
(注2) ②③④については宥恕規定を適用した場合の適用関係。

(注3) 令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、新保存要件に基づき電子データを保存しなければならない。

2. 消費税制度の概要

消費税の多段階課税の仕組み（イメージ）

- 消費税は、財・サービスの消費が行われることに着目して課税される税
- 消費税の実質的な負担者は消費者であるが、納税義務者は事業者
- 全国にわたる製造、卸、小売り等の各取引段階の事業者が納付する消費税額の合計は、消費者が負担する消費税額に対応



(注) 「税」、「消費税」には地方消費税を含む。

(出所:財務省HP)

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

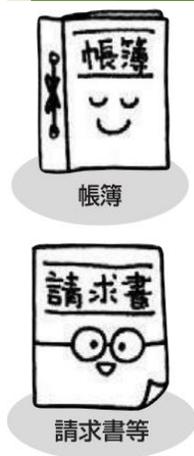
仕入税額控除

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合計	10%	8%

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	〔区分記載請求書等保存方式 と同様〕
請求書等	区分記載請求書等 の保存	適格請求書(インボイス)等 の保存

**ここが
変わります**



【帳簿の記載事項】

- ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④対価の額

【帳簿の保存期間】

- ◆ 帳簿閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間

【請求書等の保存期間】

- ◆ 請求書等を受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間

3. インボイスとは

インボイスとは？

売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段

登録番号や消費税額などのインボイスの記載事項が記録された書類や電子データ
請求書、納品書、領収書、レシートなど書類の名称は問わない。複数の書類でも可

インボイスの交付・保存義務

(1) インボイス交付義務

適格請求書発行事業者は、取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、インボイスを交付し、その写しを保存する義務がある(消法57条の4①⑥)。

※値引き等を行った場合には適格返還請求書、誤りがあった場合には修正したインボイスを交付する必要。買手の追加は不可。

交付したインボイスの写しは7年間保存しなければならない。

(2) 電子インボイスの提供容認

インボイスは、書面での交付に代えて、電子データで提供することができる(消法57条の4⑤)。

交付義務の免除

> 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
(3万円未満のものに限ります。)
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
(3万円未満のものに限ります。)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス
(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

4. インボイス発行事業者の登録

インボイス発行事業者登録制度

仕入税額控除に必要なインボイスを交付できるのは、インボイス発行事業者だけ

インボイス発行事業者となるためには、登録が必要。課税事業者でなければ登録できない

登録申請手続

～インボイス発行事業者の申請から登録まで～

事業者



① 登録申請手続

登録年月日



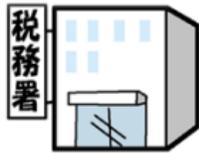
④ 税務署からの通知

通知される登録番号の構成は、以下のとおりです。

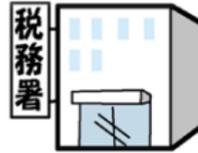
- 法人番号を有する課税事業者
T+法人番号
- 上記以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）
T+13桁の数字

税務署

② 税務署による審査



③ 登録及び公表
• 登録簿への登載



事業者は以下の事項をインターネットを通じて確認できます。

- インボイス発行事業者の氏名又は名称
 - 登録番号、登録年月日（取消、失効年月日）
 - 法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地
- 上記のほか、事業者から公表の申出があった場合には
- 個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地
 - 人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

適格請求書発行事業者登録申請の対応

	登 録	ステイタス	取 引	申 告
課税事業者	する	登録した課税事業者	インボイスを発行し、これまでと同様の取引	消費税申告
	しない	登録しない課税事業者	取引先がインボイスを必要としない場合？	消費税申告
免税事業者	する	課税事業者になる	インボイスを発行し、これまでの同様の取引	新規に消費税の申告
	しない	免税事業者のまま	取引先がインボイスを必要としない者であればこれまでと同様の取引 上記以外の場合、取引先は仕入税額控除出来ないので価格交渉等の相談が必要	消費税申告を要しない。

【参考】 2022.12月末の登録件数は1,989千件。消費税申告件数3,177千件(2021.6月末)の62.6%

免税事業者が行う取引

【事業者間（BtoB）取引】

免税事業者 → 簡易課税事業者・免税事業者・非課税取引事業者 ⇒インボイス移行の影響を受けない。

- ・ 簡易課税の事業者（課税売上高5000万円以下）は、インボイスの保存がなくとも控除が可能
- ・ 課税事業者の約3分の1は簡易課税事業者
- ・ 免税事業者は消費税の申告を要しないのでインボイス不要
- ・ 非課税取引が多い事業者（金融、保険、医療、介護、不動産等）との取引では、控除対象外

免税事業者 → 本則課税の事業者

- ・ 本則課税の事業者は仕入税額控除ができなくなる。
- ・ 経過措置により、免税事業者からの仕入れについても、制度移行後、当初の3年間は8割、その後の3年間は5割は仕入税額控除が可能

【対消費者（BtoC）取引】

免税事業者 → 消費者 ⇒インボイス移行の影響を受けない。

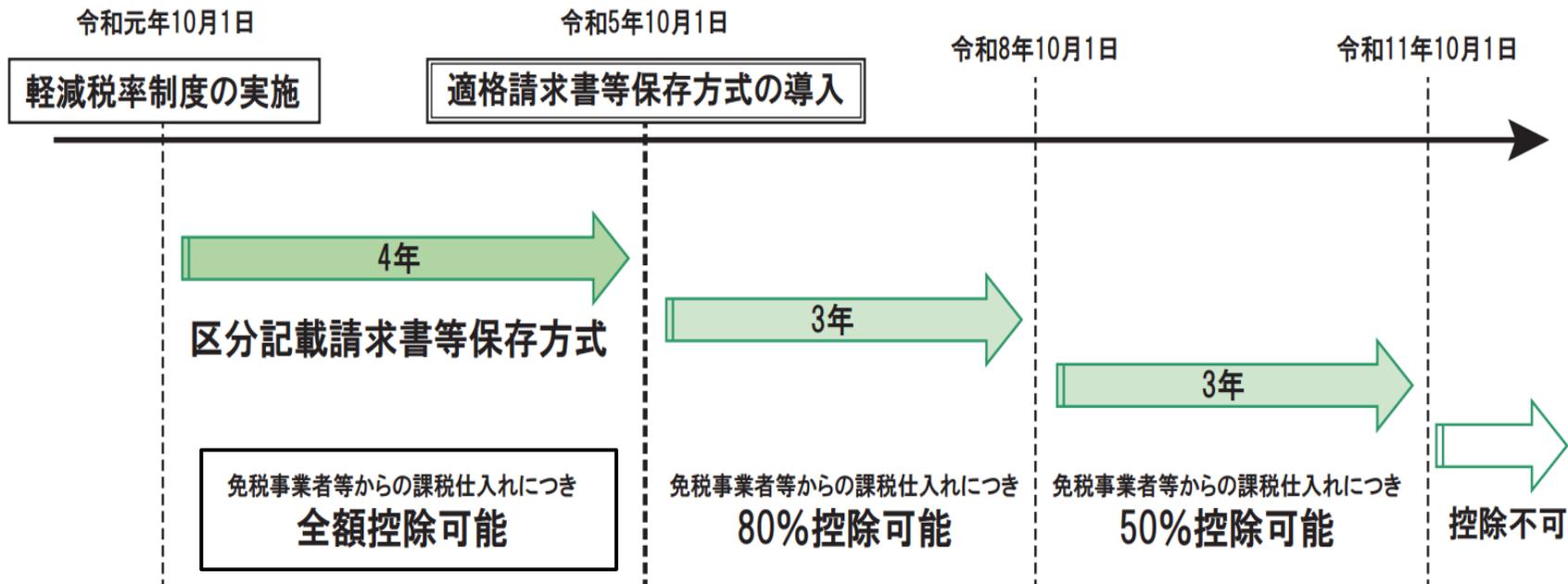
- ・ インボイス不要
- ・ 売上高1千万円以下の事業者が行う取引のうち約6割が消費者との取引

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

売手が免税事業者や消費者など、インボイスを交付できない場合、買手は仕入税額控除の適用を受けられない。

6年間は経過措置として仕入税額相当額の8割・5割を仕入税額として控除できる。

(注) 区分記載請求書と同様の記載の請求書等の保存、帳簿に経過措置の適用を受ける旨の記載が必要



登録に当たっての留意点

1. 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われないう限り、消費税の申告が必要。
2. 経過措置を受けて登録する場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは免税事業者となることはできない(2年縛り)。
3. ただし、登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合は2年縛りの対象から除かれる。
4. 登録を受けるかどうかは事業者の任意であるが、登録を受けなければインボイスの交付はできない。
5. 取引の相手方が消費者、免税事業者や簡易課税制度を選択している課税事業者である場合など、取引先がインボイスを必要としない場合もあることを踏まえ、登録を受けるかどうかの検討を行う。

免税事業者の登録申請手続

- > 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です（経過措置）。

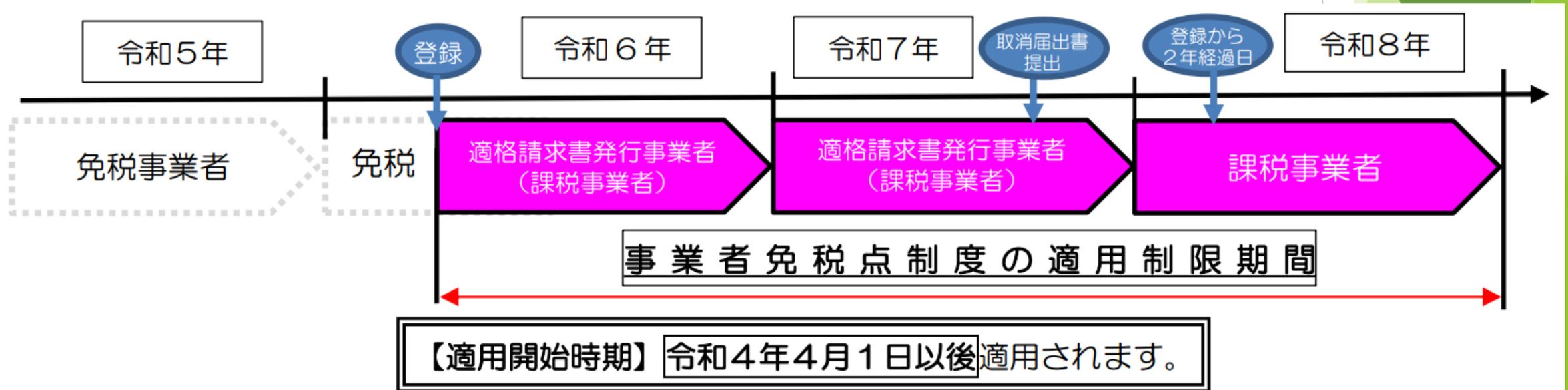
- 登録を受けるために登録申請手続を行います。
※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

12月決算法人が経過措置により令和6年2月1日に登録を受け、令和7年9月30日に取消手続を行った場合の免税点制度の適用制限期間

経過措置を適用した場合2年縛りがかかるので、登録取消届出書(「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」)を提出したとしても、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日(令和8年末)までは、免税事業者となることができない(令和5年10月1日の属する課税期間の登録を除く)。基準期間の課税売上高が1千万円以下であったとしても免税事業者となれるのは令和9年以降となる。登録取消の効力は登録取消届出書の提出のあった翌課税期間からとなる。

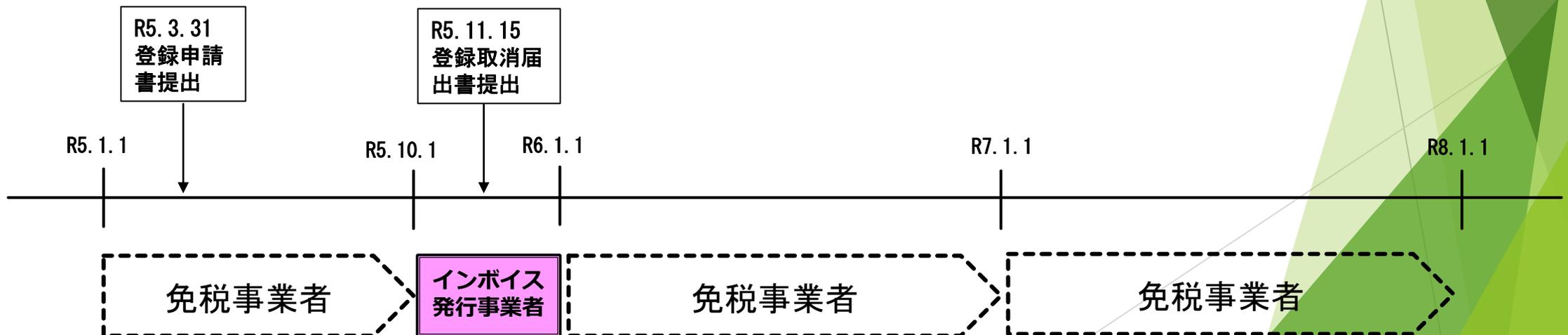


(出典:「消費税法改正のお知らせ」(国税庁)を基に作成)

2年縛りが適用されない登録の取りやめ

登録を受けた日がR5. 10. 1の属する課税期間中である場合には2年縛りの適用はなく、基準期間の課税売上高が1,000万円以下である場合には、登録取消届出書（「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」）を提出した翌課税期間から免税事業者に戻ることができる。

(注)登録取消届出書を、その提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日からその課税期間の末日までの間に提出した場合は、その提出があった日の属する課税期間の翌々課税期間の初日に登録の効力が失われることから、翌課税期間から取り消したい場合は早めに出す必要がある。



5. インボイス制度開始前にやるべきこと

適格請求書等の記載事項

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

△△商事(株) ← ⑥

△△商事(株) ← ①

11月分 131,200円 ← ②

××年11月30日 ← ②

魚 * ← ③

豚肉 * ← ③

タオルセット ← ③

合計 ← ④

8%対象 ← ④

10%対象 ← ④

消費税 11,200円 ← ⑤

消費税 3,200円 ← ⑤

消費税 8,000円 ← ⑤

* 軽減税率対象 ← ③

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

スーパー○○
東京都…
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
お預り		¥1,000
お釣		¥126

スーパー○○ ← ①

XX年11月30日 ← ②

ヨーグルト* ← ③

カップラーメン* ← ③

ビール ← ③

合計 ← ④

8%対象 ← ④

10%対象 ← ④

消費税 24 ← ⑤

消費税 50 ← ⑤

* 軽減税率対象 ← ③

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能 ← ⑤

下線は区分記載請求書に追加される記載事項

適格簡易請求書は不特定多数の者に販売等を行う小売業、飲食店業等について使用

(注)⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は一の適格請求書につき税率ごとに1回ずつ。個々の商品ごととはダメ。

適格簡易請求書の対象範囲

適格簡易請求書を交付できるのは、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合に限られる。（消法 57 の 4 ②、消令 70 の 11）

【「不特定かつ多数の者に対するもの」との限定はない事業】

- ① 小売業
- ② 飲食店業
- ③ 写真業
- ④ 旅行業
- ⑤ タクシー業

【「不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業」であるかどうかは、個々の事業の性質により判断する事業】

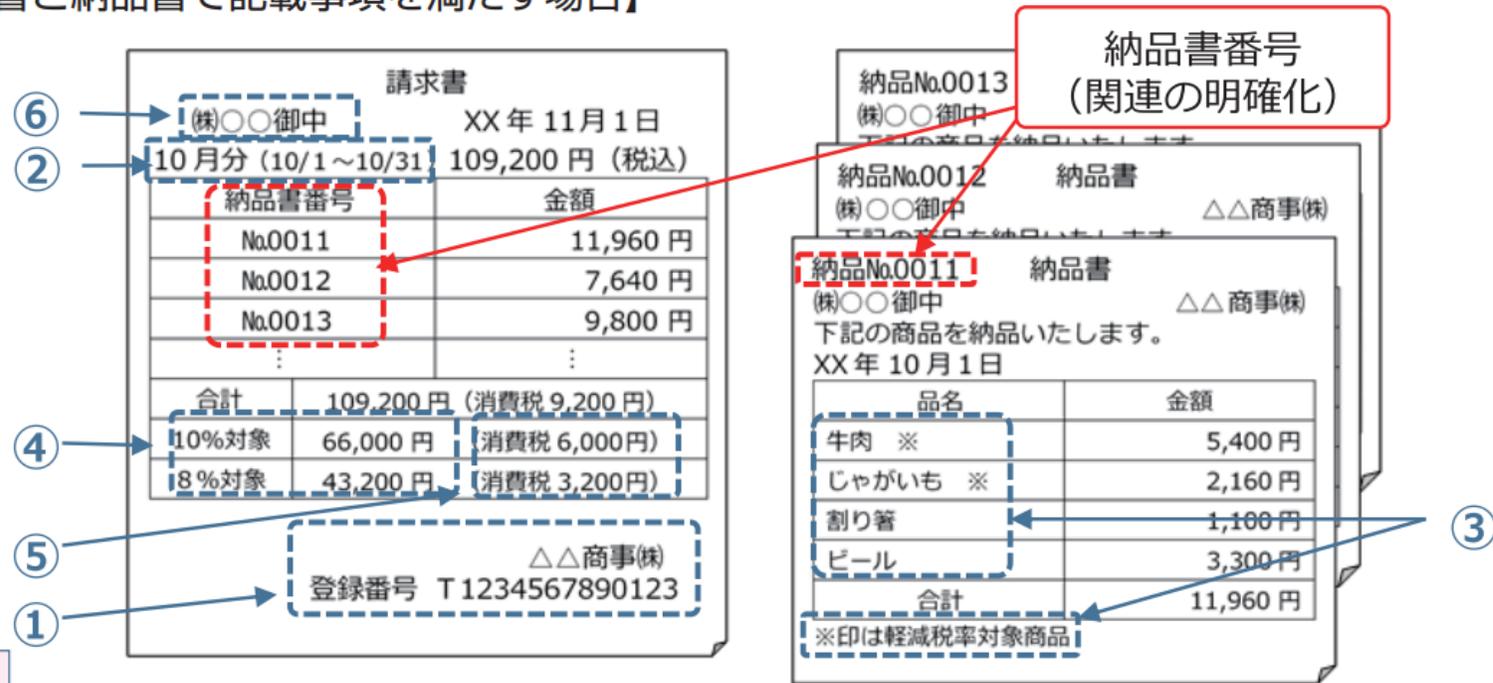
- ⑥ 駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限られる。）
- ⑦ その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

（出所：国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A」を基に作成）

インボイスの複数書類による対応

- ◆ インボイスは、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はない。
- ◆ 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これらの複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることも可能。
- ◆ 取引当事者間で該当書類を確認しておく必要。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】



記載事項

- | | |
|---------------------------|---------------------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率 |
| ② 取引年月日 | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨) | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |

インボイスの仕入明細書等による対応

- ◆インボイス方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができる。
- ◆もちろん、課税仕入れの相手方（売り手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限られる。
- ◆その場合、売り手の登録番号の記載があり、売り手の確認を受けたものでなければならない。（例;明細書に「送付後2週間以内に連絡がない場合は確認済とします。」といった記載をする。）

【仕入明細書の記載例】

【仕入明細書等の記載事項】

- ①仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ②課税仕入れの相手方（売り手）の氏名又は名称及び登録番号
- ③課税仕入れを行った年月日
- ④課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥税率ごとに区分した消費税額等

仕入明細書		
株式会社〇〇御中 登録番号 T 1234567890123		XX年 11月 30日
		△△商店(株)
11月分	131,200円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	いちご ※	5,400円
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計(税込み)		131,200円
10%対象	88,000円	(消費税 8,000円)
8%対象	43,200円	(消費税 3,200円)
※印は軽減税率対象商品		

記載事項②

記載事項⑤

記載事項⑥

消費税額の端数処理

- 1円未満の端数処理は一のインボイスにつき税率ごとに1回行う。
- 端数処理の方法は、切上げ、切捨て、四捨五入どの方法で計算しても大丈夫。
- 商品ごとに端数処理をしてはいけない。

【例①：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中 〇年11月30日
(株)△△
 請求金額(税込) 60,197円 (T123…)
 ※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	(注) -
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

【例②：認められない例】

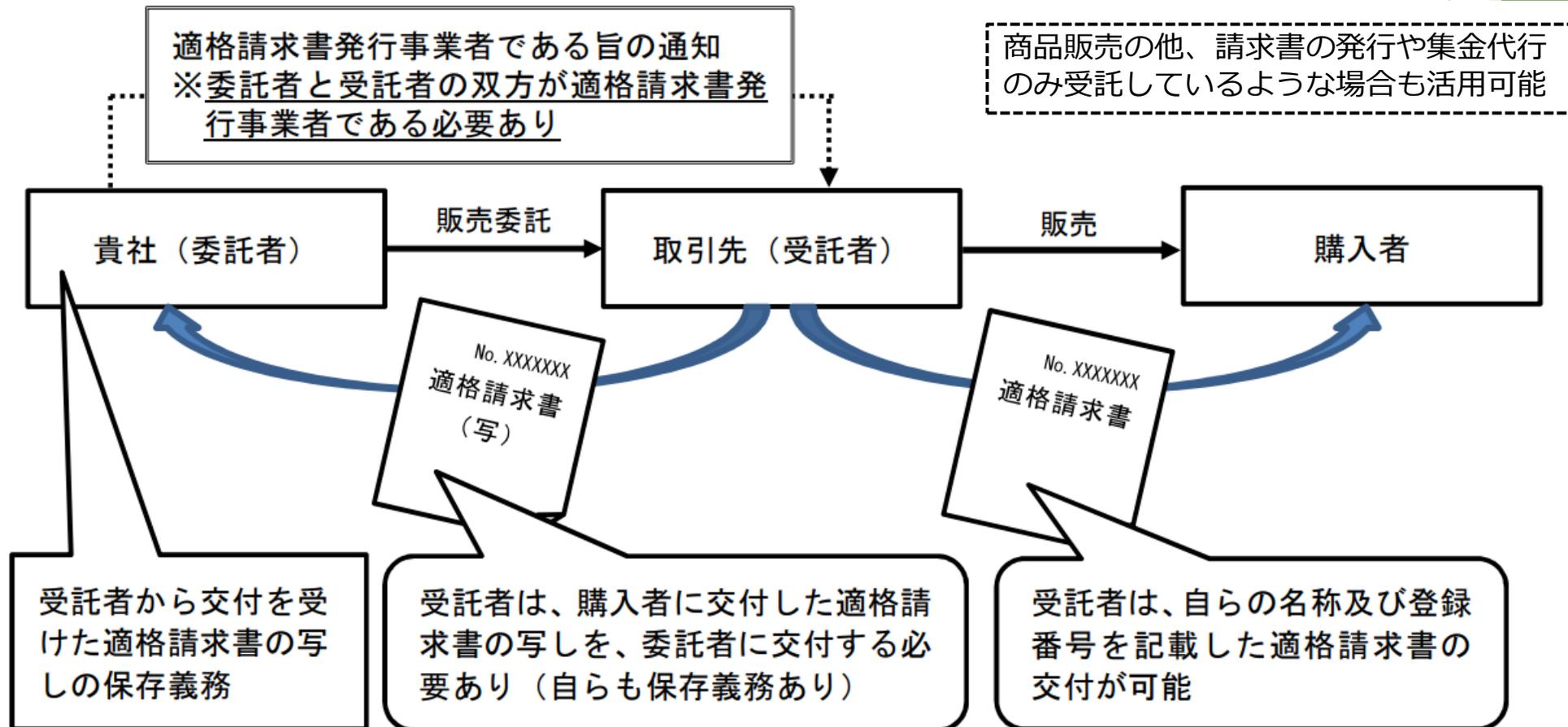
左記のように税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10%又は8%を乗じて得た金額に端数処理を行います。以下のように、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

× 合算
×

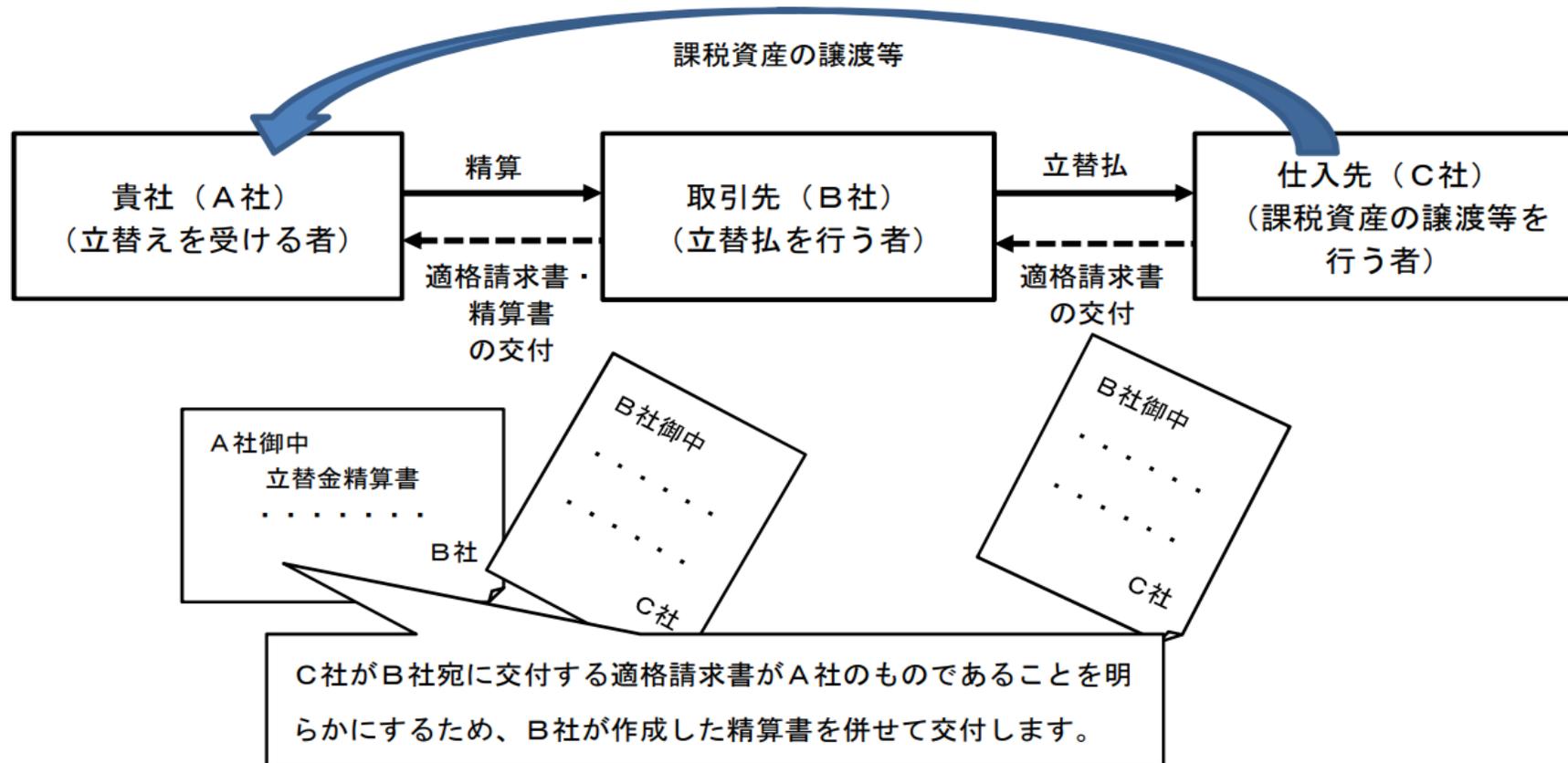
委託販売等の場合の媒介者交付特例

委託者が受託者を介して行う委託販売等の場合、両者が適格請求書発行事業者であれば、受託者のインボイスを委託者に代わって交付することができる。



取引先に経費を立て替えてもらった場合のインボイス

- 立替払を行った取引先 B 社から、立替金精算書等の交付を受けるなどにより、経費の支払先である C 社からの課税仕入れが A 社のものであることが明らかにされている場合には、そのインボイス及び立替金精算書等の書類の保存をもって、仕入税額控除を行うことができる。
- この場合、B 社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、仕入先 C 社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができる。



仕入先からのインボイスのコピーが大量となるなどの事情で立替払を行ったB社が、コピーを交付することが困難な場合

- 立替払を行ったB社が仕入先C社から交付を受けたインボイスを保存し、A社に立替金精算書を交付することにより、A社はB社が作成した（立替えを受けた者の負担額が記載されている）立替金精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができる。
- ただし、B社は仕入税額控除可能なものか明らかにして、適用税率ごとに区分するなど、A社が必要な事項を立替金精算書に記載する必要がある。
- なお、インボイスのコピーによりインボイス発行事業者によるものであることを確認するため、B社とA社間で仕入先の氏名等及び登録番号を確認できるようにしておく必要がある。
- 別途、書面等による通知や継続的な取引に係る契約書等で別途明らかにされている場合は、精算書において明らかにしていなくても差し支えない。

税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額・仕入税額の計算は「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択可能。

《 売上税額 》

【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

【割戻し計算】（原則）

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は
「積上げ計算」
のみ適用可

仕入税額は
いずれか選択可

《 仕入税額 》

【積上げ計算】※（原則）

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

※仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の場合108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数は切捨て又は四捨五入）を仮払消費税額等などとし、帳簿に計上している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められる（帳簿積上げ計算）。

自社の登録番号を取引先にあらかじめ通知するとともに、取引先の登録状況や対応状況を確認しておく必要。

令和5年10月から開始する適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）では、消費税の仕入税額控除について、適格請求書発行事業者が交付するインボイス等の保存が要件となる。取引先の登録状況等について例えば以下の事項について確認を行う。

○自社の登録番号の通知 T1234567890123

○取引先の登録状況の確認

- ・既に適格請求書発行事業者の登録済の場合
登録番号 (T3210987654321)
- ・登録申請は行っているが番号の通知が未だの場合
登録申請年月日 (令和〇年〇月〇日)
- ・今後登録申請を行う予定の場合
申請を行う予定の時期 (令和〇年〇月頃まで)
- ・当面登録申請を行う予定がない場合 (免税事業者としての取引)
自社に連絡してもらう

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

【インボイス前】

「3万円未満の課税仕入れ」等は一定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができたが、これらの規定は廃止

【インボイス後】

3万円未満の、鉄道等による公共交通機関の運賃や自販機、ATMなどの自動サービス機による支払など、適格請求書等の交付を受けることが困難な取引に限って、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

> 適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される 「交付義務の免除」 ①鉄道等④自販機⑤郵便に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

(注)②～⑤は売手の交付義務は免除されないが、買手は帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能。

問 口座振替により事務所家賃を支払っているが、請求書や領収書の交付は受けておらず、銀行の通帳に口座振替の記録が残るだけの場合、インボイスの保存はどのようにすればいいのか。

答

- 不動産賃貸契約書にインボイスとして必要な記載事項の一部が記載されており、実際取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすことになる。
- この場合、インボイスの記載事項の一部（例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書とともに通帳（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすことになる。
- 口座振込により家賃を支払う場合も、インボイスの記載事項の一部が記載された契約書とともに、銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすことになる。
- なお、貸主が適格請求書発行事業者であることを必要に応じ「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で確認しておく必要がある。

(出所：国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & Aを基に作成)

インボイス制度開始による主な変更点

- ① インボイスは登録を受けた事業者のみが交付可能
- ② 登録を受けた事業者にはインボイスの交付する義務が発生
- ③ インボイスを交付した事業者にも写しの保存義務が発生
- ④ 仕入税額控除の適用を受けるためには帳簿とインボイスの保存が必要
- ⑤ インボイスには、登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載する必要
- ⑥ 「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は一のインボイスにつき税率ごとに1回ずつ
- ⑦ 免税事業者等からの課税仕入れは原則仕入税額控除の適用ができない（6年間は経過措置あり）。自社の登録番号をあらかじめ通知するとともに、取引先の登録状況や対応状況を確認しておく必要。
- ⑧ 3万円未満の課税仕入れ等について帳簿保存のみでの仕入税額控除は不可
- ⑨ 委託販売等における媒介者インボイス交付特例
- ⑩ 売上税額及び仕入税額の計算は「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択可能
- ⑪ 国税庁適格請求書発行事業者公表サイトで登録番号から公表事項の確認可能（一度に10件まで）
- ⑫ 他に、公表情報のデータダウンロード機能やインターネット経由で指定した登録番号、指定期間で抽出した情報をシステム連携するWeb-API機能がある。

6. 電子インボイスへの対応

電子インボイスの今後の動向

令和5年10月1日から複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が始まる。

取引相手が仕入税額控除を行うにはインボイスが必要。インボイスの交付ができるのは登録を受けた適格請求書発行事業者に限られる。

「3万円未満の課税仕入れ」等は一定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができたが、これらの規定は廃止

インボイスの保存対象が拡大、電子インボイスにより業務の効率化が期待される。インボイスの発行事業者、受領者ともに保存する必要。

電帳法の電子取引の取引情報と同様の要件により保存しなければ、仕入税額控除の適用を受けることができない。

電子インボイスの提供

(1) インボイス交付義務

適格請求書発行事業者は、取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、インボイスを交付する義務がある（消法57条の4①）。

※値引き等を行った場合には適格返還請求書、誤りがあった場合には修正したインボイスを交付する必要。

交付したインボイスの写しは7年間保存しなければならない。

(2) 電子インボイスの提供容認

インボイスは、書面での交付に代えて、電子データで提供することができる（消法57条の4⑤）。

提供を受けた電子インボイスの保存

- ① 仕入れ税額控除には、帳簿＋適格請求書（インボイス）などの請求書等の保存が必要。
- ② 提供を受けた電子インボイスは、電帳法の電子取引に係るデータ保存制度の要件に従って保存する必要。
- ③ ただし、消費税法では、電子インボイスを紙にアウトプットしたものを保存することもできる。⇒電子での一元管理による業務の効率化には資さない。法人税等の保存義務者でもある場合は電帳法により電子取引データの保存が必要！
- ④ 提供した電子インボイスについても同様の要件により保存する必要。

インボイス対応のアジェンダ

1. インボイス・電帳法対応のロードマップ
2. 消費税制度の概要
3. インボイスとは
4. インボイス発行事業者の登録
5. インボイス制度開始前にやるべきこと
6. 電子インボイスへの対応

IV. 電子帳簿保存法の体系

令和3年度改正での電帳法抜本的見直しの背景

感染症対応でわが国のデジタル化の遅れ等
様々な課題が浮き彫りに。

社会全体のDXを強かに推進する必要。
大胆な税務手続のデジタル化を推進。

電帳法を抜本的に見直し、経理の電子化に
よる生産性向上、テレワーク推進等を図る。

電子帳簿保存法の体系

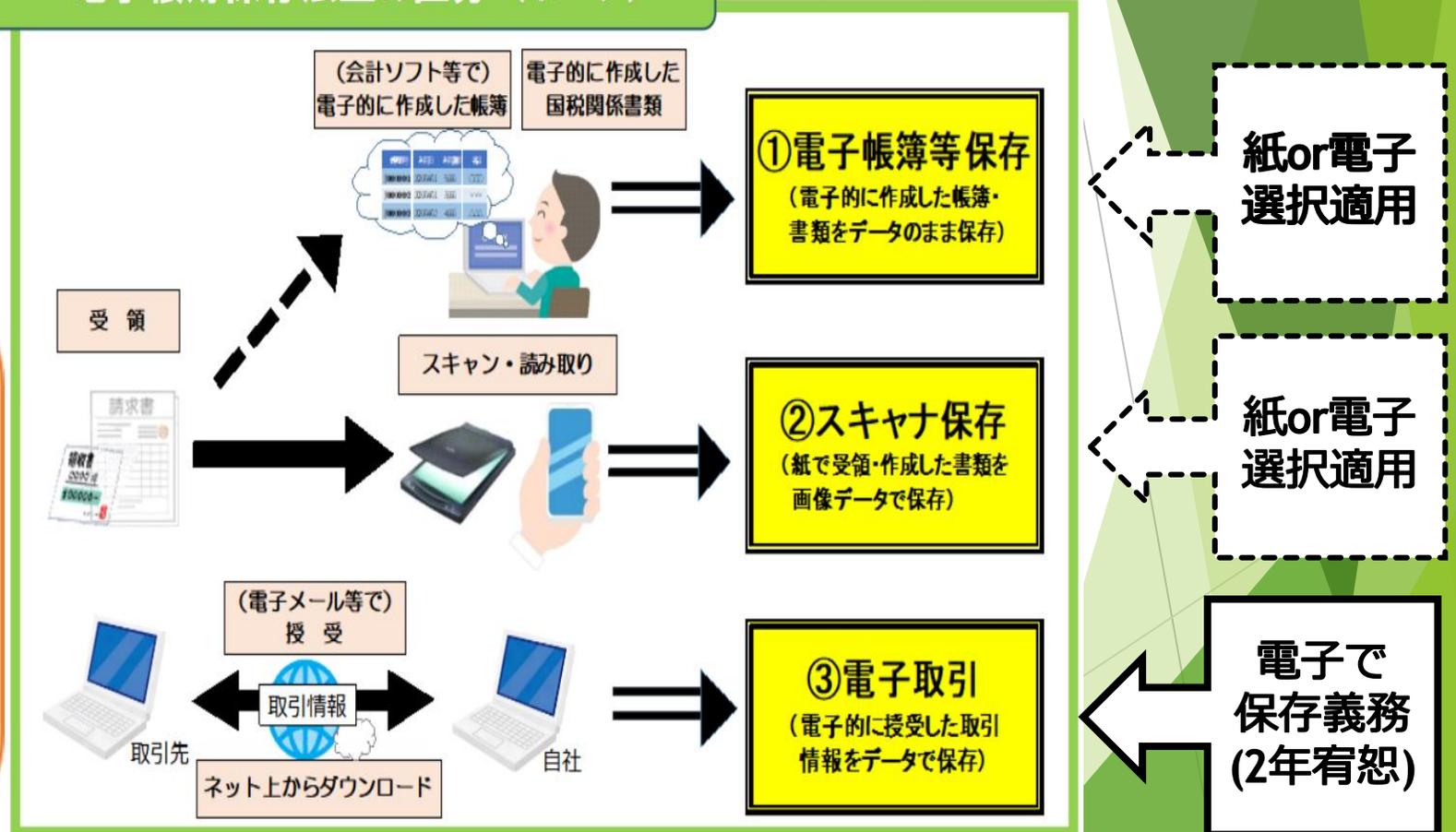
導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、
どのようなものですか？



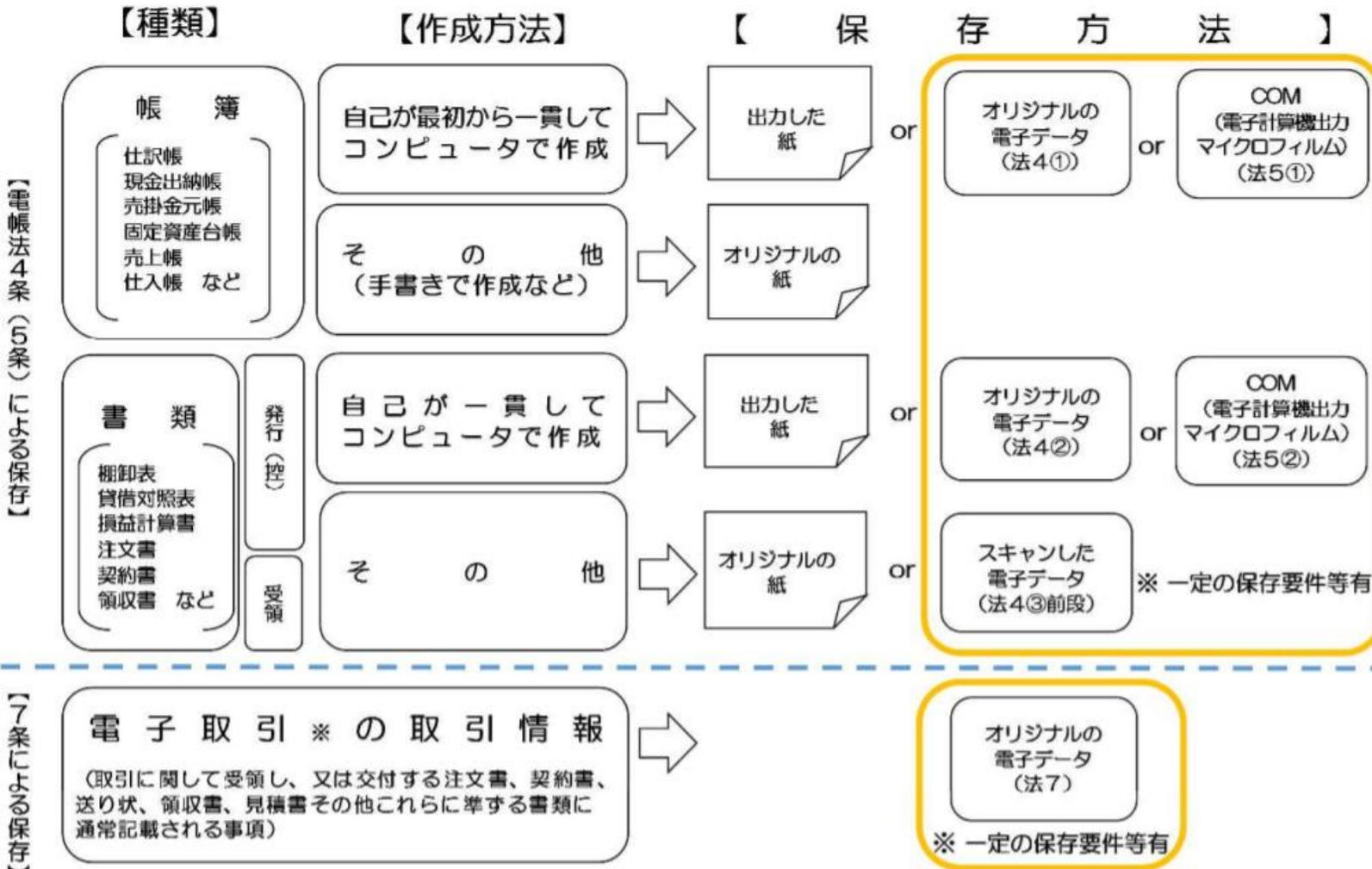
A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



(出典：国税庁パンフレットを基に作成)

帳簿書類等の保存方法



【電帳法4条(5条)による保存】

【7条による保存】

※ 取引情報の授受を電磁的方法により行う取引をいう。

V. 電子取引データ保存の宥恕措置 (令和4年度改正)

令和4年以降の電子取引データ保存の保存方法

① 原則：新保存要件にしたがって電子データを保存

⇒令和4・5年に行う電子取引については宥恕措置が適用可

宥恕措置の適用要件

- ・保存要件にしたがって保存できなかったことについてやむを得ない事情がある
- ・税務調査等の際にプリントアウトしたものを提示・提出できるようにしている

手続不要で宥恕措置を適用

② 新保存要件にかかわらず電子データを保存

③ 保存すべき電子データをプリントアウトして保存

⇒令和5年10月からインボイス制度導入

⇒電子インボイスは電子取引データ保存と同様の保存方法

令和6年以降

◎宥恕措置の適用は終了
すべて新保存要件にしたがって電子データを保存

認知不足



準備不足



改正電子帳簿保存法に対応する意義

- 日本全体のデジタル改革が急速に進んでいる。
- デジタル技術を使った革新的なイノベーションをもたらすデジタルトランスフォーメーションを強かに推進することが企業にも求められている。



- ◆ 改正電子帳簿保存法への対応を契機として、経理の電子化による生産性の向上やテレワーク対応可能な経理体制に変革する動きがある。
- ◆ 紙と電子が混在した事務処理から、電子での一元管理により工数削減が可能になり、業務の効率化が実現する。

企業が取るべき行動

まずは、電子データ保存が義務化された
「電子取引データ保存制度」への対応が急務



- 宥恕措置により設けられた準備期間を有効に活用
- 実際に電子保存を開始、失敗点や反省点、問題点を把握し、改善して保存を行う。
- 令和6年1月から安心して保存できるようにする。

まず何をなすべきか？



- ① 社内で制度内容を周知.....全ての取引担当者が関わる事柄
- ② どのような電子取引が行われているか、書類の種類別、保存形態別に社内全体で洗い出しを行う
- ③ 保存義務がある電子取引について、どのようにその電子データを要件に従って保存を行うか検討し、社内での統一的なマニュアルを作成
- ④ 生産性の向上に資するようなワークフローの見直しを行っていく
- ⑤ 電子インボイスの活用を前提としたインボイスに関する業務の流れもワークフローに織り込むことも必要に応じて検討する。

VI. 電子取引に係るデータ保存制度

電子取引に係るデータ保存制度

申告所得税・法人税の保存義務者が電子取引を行った場合、その取引情報に係る電磁的記録を一定の要件により電子で保存しなければならない(電帳法7条)。

令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報から、書面等に出力して保存することができなくなり、電子データによる保存が義務化。

申告所得税・法人税の保存義務者が電子取引を行った場合、その取引情報に係る電子データを一定の要件により電子で保存しなければならない

項目	定義	内容・考え方
電子取引	取引情報の授受を電磁的方式により行う取引(電帳法25)	取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず全て該当(電帳通2-2) 【具体例】 (1) いわゆるEDI取引 (2) インターネット等による取引 (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。） (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引
取引情報	取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項(電帳法25)	<u>紙で授受した書類と同様の内容の情報を電子で授受した場合には、その電子データを保存しなければならないとされているもの。</u> 例えば法人税法における青色申告法人の書類の保存義務規定では、「取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し」を保存しなければならないこととされている(法人税法施行規則59①三)。

電子取引に係るデータ保存制度の保存要件
(申告所得税・法人税の保存義務者が電子取引を行った場合)

	要 件
可視性 の原則	電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発のプログラムを使用する場合に限る。）
	<p>見読可能装置の備付け等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検索項目を取引年月日、取引金額、取引先に限定。 ・ 税務調査でダウンロードの求めに応じる場合には範囲指定・項目組合せ機能を不要。 ・ 前々事業年度等の売上高1千万円以下の者で税務調査においてダウンロードの求めに応じる場合にはすべての検索要件不要
真実性 の原則	<p>次のいずれかの措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① タイムスタンプが付された後の授受 ② 授受後2月以内にタイムスタンプを付す ③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用 ④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

保存書類の保存がないとどうなるの？

例えば、

- ◆ 青色申告の承認取消事由になる。
- ◆ 税務調査で経費として認められない可能性がある。
- ◆ 消費税の仕入税額控除が認められない可能性がある。

など、追加的な説明や他の資料提出を求められることにも。

問 令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電子データについて、保存要件を満たさず紙で保存した場合には、青色申告の承認は取り消されるのか。

(答)

- ▶ 令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電子データについては、その電子データを紙に出力して保存した場合には、その電子データの保存に代えることはできない。
- ▶ 災害等による事情がなく、その電子データが保存要件に従って保存されていない場合には、青色申告の承認の取消対象となり得る。
- ▶ 青色申告の承認の取消しについては、違反の程度等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められるかどうか等を検討した上、その適用を判断することとなる。
- ▶ 電子データを要件に従って保存していない場合や出力した書面を保存している場合は、その電子データや書面は、国税関係書類以外の書類とみなされないため、所得税法及び法人税法における保存書類として取り扱われぬ。
- ▶ ただし、申告内容の適正性については、税務調査において、納税者からの追加的な説明や資料提出、取引先の情報等を総合勘案して確認することとなる。

保存すべき取引情報の保存に当たっての留意点

留意事項	注意点
整然とした形式及び明瞭な状態で出力する必要。	受信・送信情報とも暗号化されたものでないものを保存。ただし、暗号化前の状態で速やかに確認することができる場合は暗号化後のデータの保存も可能。
取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存する必要はあるか。	確定情報のみを保存することとしている場合を容認
取引情報に係る電磁的記録とは。	あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力される必要。
見積りから決済までの取引情報の保存方法	取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集（取引情報の内容を変更することを除く。）をしたものを保存することを容認

(出所：電帳通7-1より作成)

問 保存方法として例えば、①エクセルやワードのファイル形式で受領したデータをPDFファイルに変換して保存すること、②パスワードが付与されているデータについてパスワードを解除してから保存すること、③メールの内容をPDF等にエクスポート・変換し保存することは認められるのか。

答

電子データの保存は、必ずしも相手方とやり取りしたデータそのものを保存しなければならないわけではない。

取引内容が変更されないのであれば、合理的な方法により編集したものを保存することは可能。

例えば、①エクセルやワードで受領したデータをPDFに変換したり、②パスワードが付与されているデータのパスワードを解除してから保存すること。また、③メールの内容をPDF等にエクスポート・変換して保存することは、合理的な方法による編集となり、編集したものを保存することも可能。

VII. 電子帳簿(書類)保存制度

電子帳簿の保存要件(自己が一貫して電子で作成) ※事前承認制が廃止され2種類の保存制度に構成!!

優良な電子帳簿

事前届出により加算税軽減

訂正・削除・追加履歴の確保	帳簿間の相互関連性確保	システムの開発関係書類等の備付け	見読可能装置の備付け	検索機能の確保(取引年月日、金額、取引先に限定)
---------------	-------------	------------------	------------	--------------------------

注；一定の国税関係帳簿（青色申告者、消費税事業者の備付ける帳簿)の保存を行う者については過少申告加算税を5%軽減する。

※令4.1.1以後に法定申告期限等が到来する国税から適用

最低限の要件を満たす電子帳簿

事前手続なし

システムの開発関係書類等の備付け	見読可能装置の備付け	税務調査でダウンロードの求めに応じる
------------------	------------	--------------------

注；正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。

※令4.1.1以後に備付け開始する帳簿、保存を行う書類から適用。

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置

優良な電子帳簿について、**あらかじめその旨の届出書を提出した**一定の国税関係帳簿（個人・法人の青色申告者、消費税事業者の備付ける帳簿）の保存を行う者については、**過少申告加算税を5%軽減**することが新たに規定された（電帳法8④）。

「**最低限の要件を満たす電子帳簿**」として備付け及び保存に代えている国税関係帳簿（電帳法8④）

であって、

修正申告等の起因となる事項に係る**所得税、法人税及び消費税**に関する帳簿(電帳規5①)

のうち

あらかじめ、これらの帳簿に係る電磁的記録に記録された事項に関し修正申告等があった場合には電帳法8④の**適用を受ける旨の届出書を提出**している場合におけるその帳簿（電帳規①）

上記の帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存が、

国税の納税義務の適正な履行に資するものとして、①訂正・削除・追加履歴の確保、②帳簿間の相互関連性確保、③検索機能の確保の**保存要件を満たしている場合**で(電帳規5⑤一)

課税期間の**初日以後**（政令2）引き続き**要件を満たして保存が行われているもの**に修正申告等があった場合 ⇒ **過少申告加算税が5%軽減**

適用税目に係る全ての帳簿を 要件に従って保存する必要

過少申告加算税の軽減措置の適用を受けようとする場合には、適用を受けようとする税目に係る全ての帳簿を電帳規5条5項の要件に従って保存し、あらかじめ(法定申告期限まで)、この措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出する必要がある。

(出典：国税庁 電子帳簿保存法一問一答(電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係) 問39)

優良帳簿の対象範囲の例

総勘定元帳や仕訳帳以外の帳簿は納税者が行う事業の業種や規模によって異なり、保存義務者によって作成している帳簿はまちまちであるが、例えば、現金出納帳、固定資産台帳、売掛帳、買掛帳、経費帳等の帳簿を作成している場合には、各帳簿について電帳規5条5項の要件に従って保存する必要がある。

(出典：国税庁 電子帳簿保存法一問一答 (電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係) 問39)

補助簿で見つかる非違の類型について（固定資産台帳）

多額の利益が生じているため納税額が高額となることを見込まれる事業者・法人は、固定資産台帳記載事項を以下のとおり変更することで、主要簿等には履歴が残らない形で利益の圧縮や実態解明の妨害を図ることがある。

【固定資産台帳の改ざん例】

- ① 減価償却費（決算整理事項）を過大計上するため、固定資産台帳の記載事項を期末直前に以下のとおり操作する。

記載事項	操作内容の例
供用開始日	当年中に購入した資産の供用開始時期を前倒し
耐用年数等	当年中に購入した資産について、耐用年数が短い類似資産に記載内容を変更
事業用割合	プライベートでも使用している車両等について、事業用割合を水増し
除却日	引き続き事業の用に供している機械・装置について、除却日を期末直前に入力

- ② 中小企業経営強化税制や省エネ・再エネ高度化投資促進税制のように「事業の用に供した日を含む事業年度」における特別償却等を認める制度について、固定資産台帳における供用開始日を変更することで、本来であれば適用期限を徒過しているにもかかわらず適用できるように装ったり、適用時期を前倒しする。

(例) 省エネ・再エネ高度化投資促進税制の適用を受けるため、太陽光発電パネルの供用開始日を適用期限前に偽装



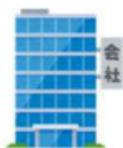
(出典：R4.10.19税制調査会財務省作成資料を基に作成。)

補助簿で見つかる非違の類型について（売掛帳）

貸倒れ扱いにするため、売掛先を倒産した取引先に変更することで、主要簿には履歴が残らない形で利益調整を図ることがある。

当初

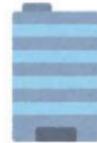
得意先【A社】に
掛け売上げ



【納税者】

売上：100

売掛金：100



【得意先A社】

- ・主要簿 → 売掛金 100 / 売上 100
- ・補助簿 → 【A社】に掛け売上100あることが記載

訂正後

得意先【A社】に
掛け売上げ



【納税者】

売上：100

売掛金：100



【得意先A社】

得意先【B社】が倒産
→ 売掛先を【B社】に変更



【得意先B社】

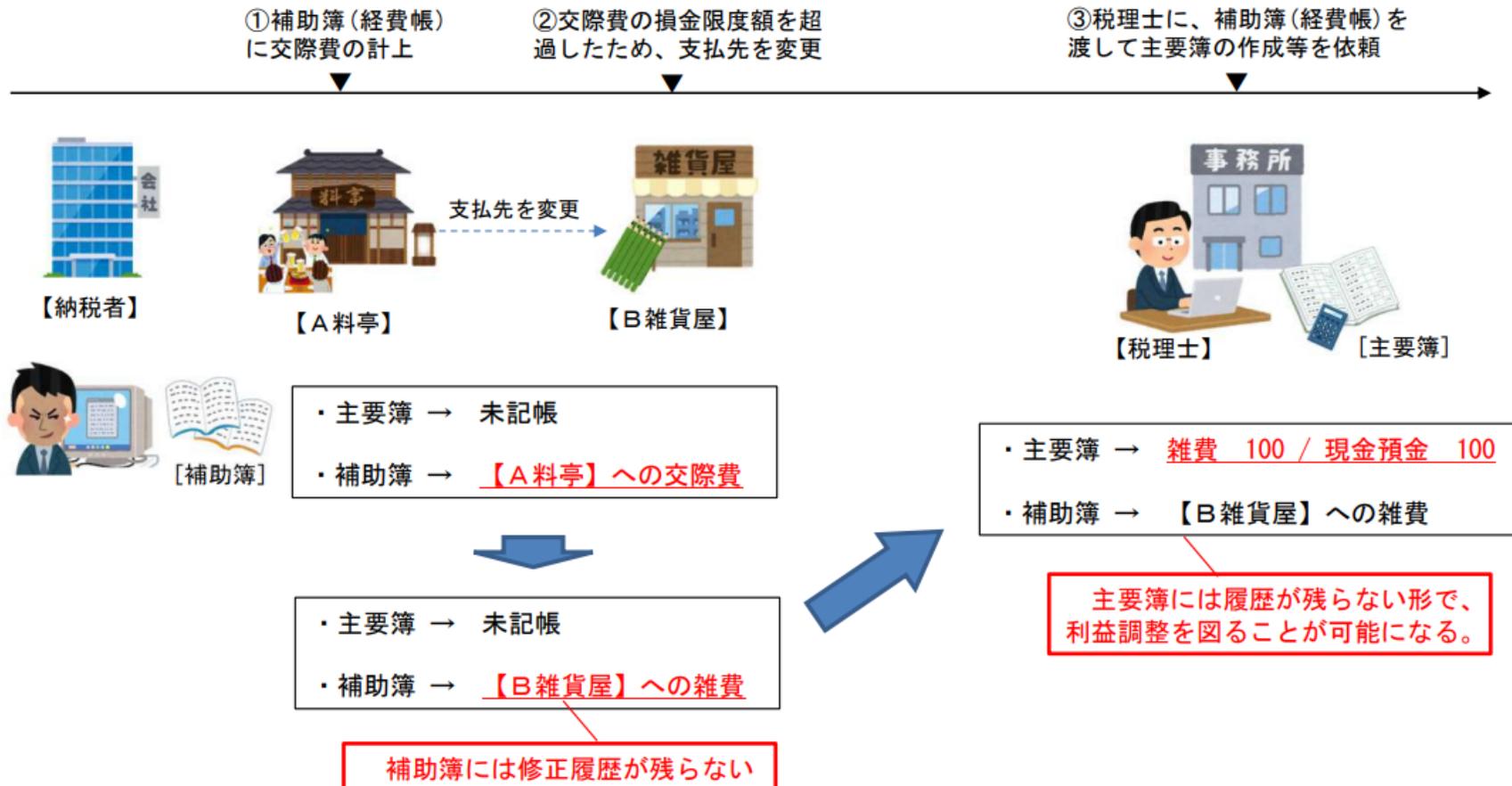
- ・主要簿 → 売掛金 100 / 売上 100
貸倒損失100 / 売掛金 100
- ・補助簿 → 【A社】を【B社】に変更

売掛先を倒産した【B社】に変更することで、
主要簿には履歴が残らない形で、貸倒損失を計上し、
利益調整を図ることが可能になる。

(出典：R4.10.19税制調査会財務省作成資料を基に作成。)

補助簿で見つかる非違の類型について（経費帳）

交際費の損金算入限度額を超過したため、交際費の支払先等を変更することにより、利益調整を図ることができる。



（出典：R4.10.19税制調査会財務省作成資料を基に作成。）

軽減対象は帳簿に基づき計算される全ての税額

過少申告加算税の軽減措置の対象となるのは、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち、「電磁的記録等に記録された事項に係る事実に係る税額」ですが、その税額とは、法人税、地方法人税及び消費税（地方消費税を含みます。）であればその基礎となるべき税額の全てをいい、所得税(復興特別所得税を含みます。)であればその基礎となるべき税額のうち、国税関係帳簿の備付け義務があり、かつ、当該帳簿に基づき計算される所得に係る税額が対象となります（電帳通8-2）。

「あらかじめ」の届出書の提出期限

電子帳簿の手続に関する Q&A

Q：新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか。

A：適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税5%軽減や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出していただく必要があります。これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。

（出典：「電子帳簿保存法が改正されました」（国税庁パンフレット）より作成。）

電子帳簿等保存制度の保存要件

自己がコンピュータを使用して作成する帳簿書類が対象

要件	改正前		現行		
	帳簿	書類	優良な電子帳簿	最低限の要件を満たす電子帳簿	書類
電磁的記録の訂正・削除・追加の事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システムの使用	○		○		
帳簿間での記録事項の相互関連性の確保	○		○		
システムの開発関係書類等の備付け	○	○	○	○	○
見読可能装置の備付け等	○	○	○	○	○
検索機能の確保	○	○	○		
税務調査でダウンロード応じる				○	○
税務署長の承認	○	○			

注：1優良な電子帳簿について一定の国税関係帳簿（青色申告者、消費税事業者の備付ける帳簿）の保存を行う者で事前に届出を提出した者については過少申告加算税が5%軽減される。

2現行の検索機能は検索項目を取引年月日、金額、取引先に限定。税務調査でダウンロードの求めに応じる場合には範囲指定・項目組合せ機能を不要。

3最低限の要件を満たす電子帳簿は正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。

電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け

- ▶ 国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。(電帳規2②一)
- ▶ ただし、その帳簿に係る電子計算機処理に他の者が開発したプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類は除かれ、その帳簿に係る電子計算機処理を他の者に委託している場合にはハに掲げる書類は除かれる。
- ▶ イ 電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ▶ ロ 電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類
- ▶ ハ 電子計算機処理システムの操作説明書
- ▶ ニ 電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びにその帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）

見読可能装置の備付け等

- ▶ 電子化文書は、ディスプレイに表示等の措置を講じないと可視性・可読性に欠けることから、見読可能装置の備付けが要件とされている
- ▶ 具体的には、電磁的記録の備付・保存する場所に電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備付け
- ▶ 電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと(電帳規2②ニ)

ダウンロードの求めに応じる方法

「国税に関する法律の規定による……電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、税務職員からのダウンロードの求めがあった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいう。

「その要求に応じること」とは、税務職員の求めの全てに応じた場合をいい、一部でも応じない場合は要件に従って保存等が行われていないことになる。

また、ダウンロードの求めの対象は、備付け及び保存が行われている国税関係帳簿等が対象となり、その電磁的記録の提出については、税務職員の求めた状態で提出される必要がある。

(電帳通4-14)。

問「最低限の要件を満たす電子帳簿」のダウンロードの求めに応じることができるようにしておく保存要件について、その帳簿データを画像ファイルやPDF形式に変換して保存することは可能か。

答 一般的には検索性等の劣るものと考えられる。

したがって、検索性等を備えたデータ（CSV形式等）も併せて保存しているなどの特段の事情がない限り、その画像ファイルやPDF形式に変換して保存されている帳簿データを提示・提出できるようにしている場合であっても、ダウンロードの求めに応じることができるようにしておく保存要件を満たして保存していることにはならない。

これは、ダウンロードによりデータが提供されることにより、税務当局では、必要なデータの検索や訂正・削除・追加の有無等を確認することが可能となり、税務調査の適正性・効率性を一定程度確保するため、この要件が定められている。

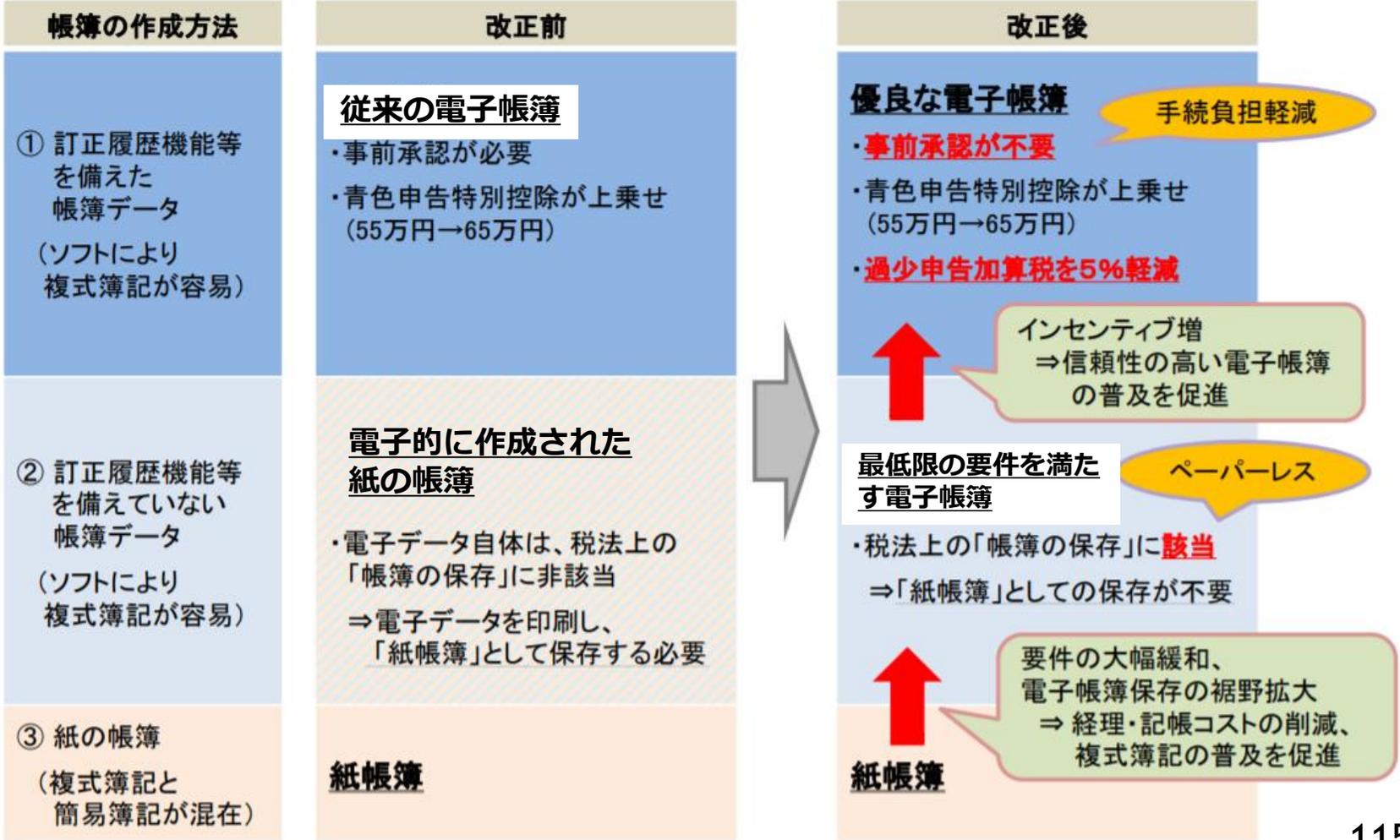
検索機能の確保

- 電子化文書は紙文書に対し一覧性が劣ることから、検索機能を保存要件とし、容易に記録事項の検索をすることができることを要件としている(電帳規5⑤一ハ)
- 具体的には、
 - イ 取引年月日、取引金額及び取引先 (改正前:取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目) (「記録項目」)を検索の条件として設定することができること
 - ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること
 - ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること
の要件を満たしていなければならない

注：保存義務者が国税に関する法律の規定による国税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることが出来るようにしている場合には、上記のロ及びハの要件は保存要件から除かれている(電帳規5⑤一柱書)

電子帳簿等保存制度の見直しのイメージ

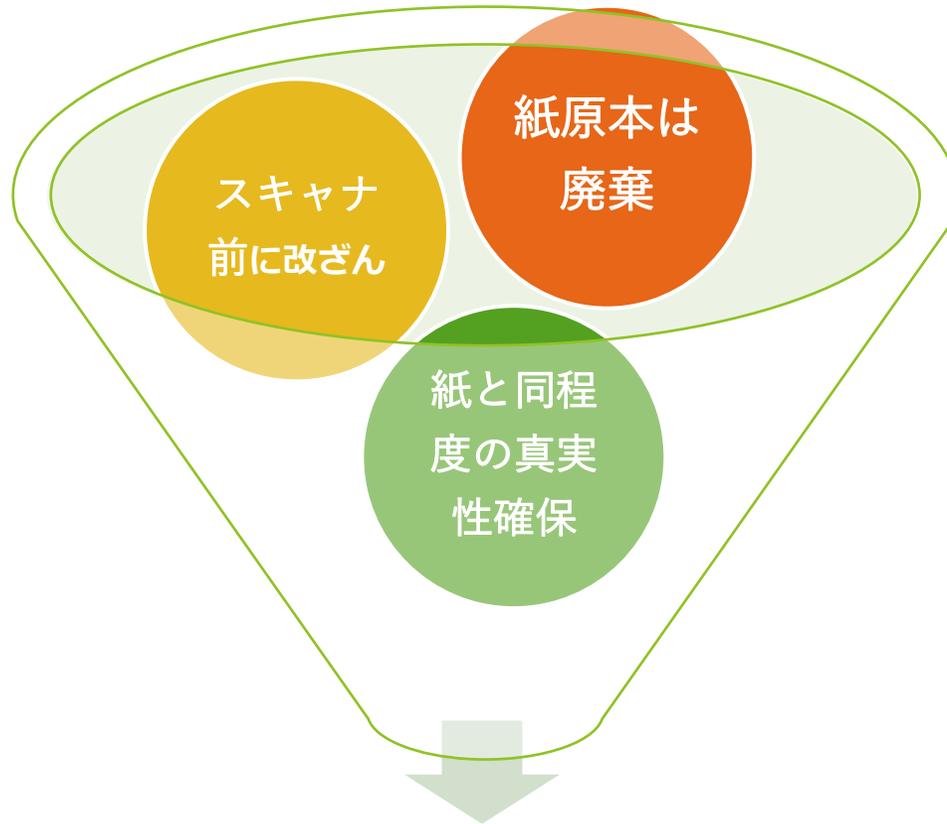
○ 制度の抜本の見直しを通じて電子帳簿の普及を促進し、記帳水準の向上に資することで、適正申告の確保や税務行政の効率化を図る。



(出典：納税環境整備に関する専門家会合(R3.615)財務省作成資料を基に作成。)

VIII. スキャナ保存制度

スキャナ保存制度の考え方



保存義務者の
負担軽減

適正公平な課税確保のため真実性、可視性を確保できる要件の下スキャナ保存制度を構築

スキャナ保存の要件の考え方

- スキャナ保存は、電磁的記録の保存をもって書類での保存に代えることができることから、スキャナ保存後は紙原本を破棄することができる
- スキャナで読み取る前の紙段階で改ざんされた場合には、紙質、筆圧等の情報が消失し、不正把握の重要な端緒が消失してしまい、改ざんの発見が困難になる
- したがって、まず入口として税額算出のために最も基本的書類である帳簿や決算関係書類を対象から外し、対象書類を重要書類と一般書類に区分し、入力期限の制限等の真実性の確保のための要件や見読可能性装置の備付等の可視性の確保のための要件に軽重を付けて保存要件を課している
- 法的証拠能力が紙文書に比べると劣る電子化文書について、これらの要件を確実に実行することにより、紙と同等の真正性が確保される
- 適正公平な課税を確保するため、真実性・可視性を確保できる要件の下、スキャナ保存制度が認められている
- 紙取引と電子取引が混在する中、スキャナ保存により電子での一元管理が可能となり、経理の電子化が進められる

青色申告法人の帳簿書類の保存期間（法人税法施行規則59①②）

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳など	起算日から7年間
決算関係書類	棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類	
書類	<p>スキャナ保存の対象書類</p>  <p>取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し</p>	

国税関係書類のスキャナ保存制度の主な保存要件

取引相手から受け取った書類又は自己が作成して交付した書類の写しが対象
改正前は、事前(保存開始の3月前)に税務署長の承認が必要

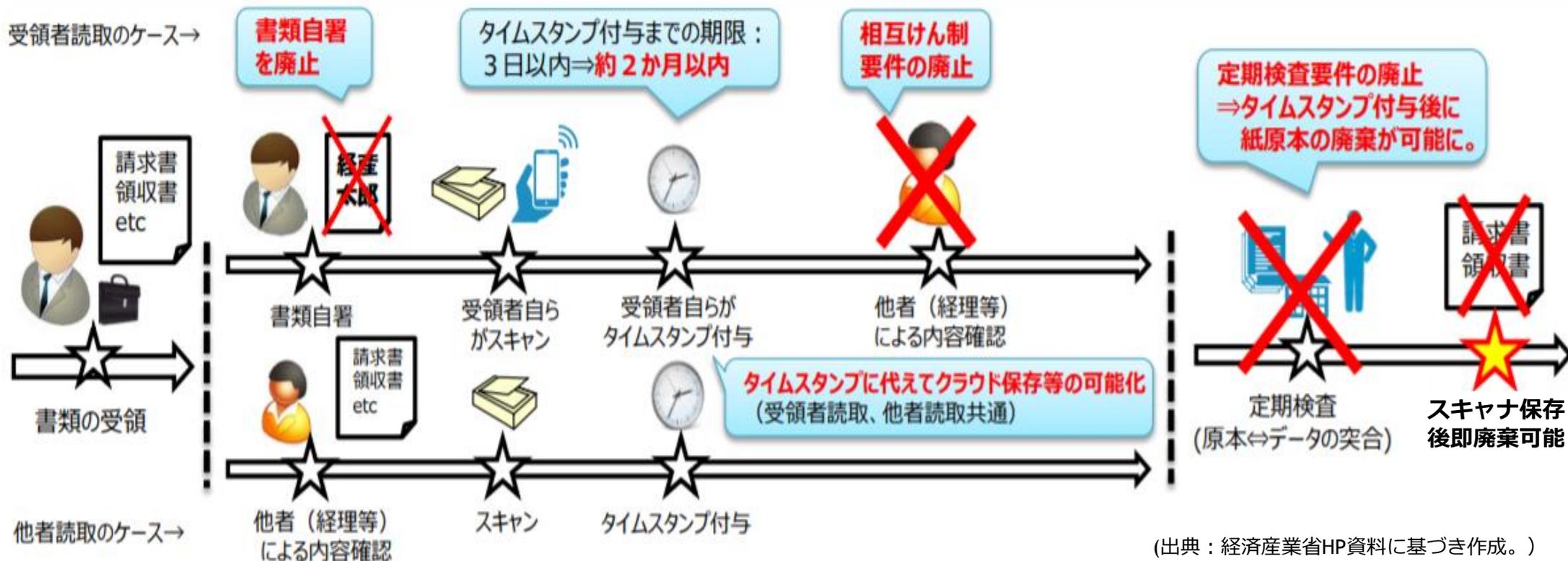
要件	重要書類	一般書類	改正後
入力期間の制限(書類の受領等後又は業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに入力)	○		同 左
一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り(一般書類はグレースケール可)	○	○	同 左
タイムスタンプの付与(書類の受領者がスキャナする場合は署名のうえ3日以内)	○	○	署名廃止、付与は2月以内に(注1)
バージョン管理(訂正又は削除の事実及び内容の確認)	○	○	同 左
入力者等情報の確認	○	○	同 左
適正事務処理要件(相互牽制、定期的な検査、再発防止)	○		廃 止
スキャン文書と帳簿との相互関連性の保持	○	○	同 左
見読可能装置の備付け(一般書類はグレースケール可)	○	○	同 左
システムの開発関係書類等の備付け	○	○	同 左
検索機能の確保	○	○	取引年月日、金額、取引先に限定(注2)
税務署長の承認	○	○	廃 止

改正後注1：タイムスタンプ要件に代えて、データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムの利用を要件とすることができる。

改正後注2：検索要件について、税務調査でダウンロードの求めに応じる場合には範囲指定・項目組合せ機能を不要。

※令4.1.1以後に保存を行う書類から適用。

- 特にスキャナ保存導入のボトルネックであった厳しい**内部統制要件を抜本的に見直し**、ペーパーレス化を一層促進。



(出典：経済産業省HP資料に基づき作成。)

タイムスタンプの付与

【タイムスタンプの機能】

タイムスタンプとは、電子データにタイムスタンプを付すことにより日時情報が付与され、ある時点から電子データが変更等されていないことが確認できている性能を有しているもの

⇒時刻認証された真実の時刻によるタイムスタンプで日時の真実性が確保され、付与以降は改ざんがないことを証明できる。

【タイムスタンプ不要の要件】

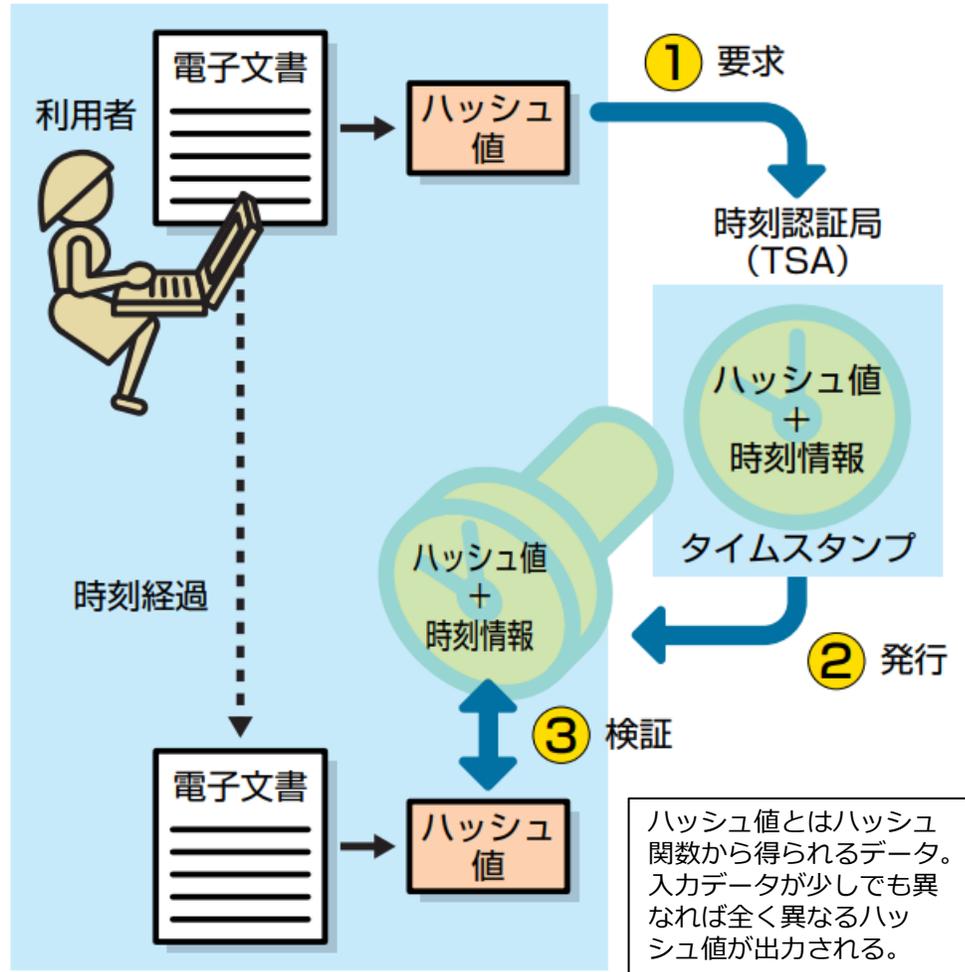
入力期間までに国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合についてはタイムスタンプは不要（電帳規2⑥二柱書）。

例えば、他者が提供・管理するクラウドサーバー※により保存を行い、その入力期限内に入力されたことの確認ができるようにその保存時刻の証明が客観的に担保されている場合等がこれに該当。

※クラウドサーバ＝バージョン管理の要件を満たす電子計算機処理システムに限る(電帳規2⑥二号二)

タイムスタンプのしくみ

●タイムスタンプの仕組み



【タイムスタンプの流れ】
タイムスタンプはその刻印されている時刻以前にその文書が存在し(存在証明)、その時刻以降文書が改ざんされていないことを証明するもの(非改ざん証明)。
(注:電子署名は非改ざん証明と署名本人であることを証明するもの)
①利用者が原本データのハッシュ値(電子文書の指紋に相当)を時刻認証局に送付し、②認証局はそのハッシュ値に(日本標準時に基づく)時刻情報を付与したタイムスタンプを利用者に送付する。税務調査時に保存期間中のデータの変更の有無を確認する場合には、③原本データのハッシュ値とタイムスタンプのハッシュ値を比較する過程で、一致すれば改ざんされていないことを証明できる。

(出所:総務省「電子署名・認証・タイムスタンプ その役割と活用」を基に作成)

問 スキャナで読み取った後、紙原本を即時に廃棄することは可能か。

- ▶ (答)
- ▶ 令和4年1月1日以後に保存を行う国税関係書類については、スキャナで読み取り、**最低限の同等確認**（電磁的記録の記録事項と書面の記載事項とを比較し、同等であることを確認(折れ曲がり等がないかも含む。)すること）**を行った後であれば、即時に廃棄が可能。**
- ▶ ただし、**入力期間を経過した場合**や備え付けられている**プリンタの最大出力より大きい書類を読み取った場合は、電磁的記録と合わせて国税関係書類の書面（紙）を保存する必要がある。**
- ▶ **印紙が貼ってある書面をスキャナ保存しその書面を廃棄することも可能。**
- ▶ ただし、**過誤納還付申請を行う場合には印紙の貼ってある書面の提示が必要。**

Ⅸ. 適正な保存を担保するための の重加算税の加重措置

スキャナ保存・電子取引に係るデータ保存制度の適正な保存を担保するため、電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の加重措置を導入(電帳法8条5項)(電帳政令4・5条)

スキャナ保存又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、

その税額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装していたところに基づき当該期限後申告等をしていたときの重加算税の額については、

通常課される重加算税の額に当該期限後申告等に係る重加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額に限る。）の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

(注)令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用（附則第82条）

消費税に関して電磁的記録の適正な保存を担保するため、電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の加重措置を導入
(消費税法59条の2)(消費税法施行令71条の2)

事業者により保存されている電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、

その税額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装していたところに基づき当該期限後申告等をしていたときの重加算税の額については、

通常課される重加算税の額に当該期限後申告等に係る重加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額に限る。）の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

（注）令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する消費税について適用（附則第12条）

電子帳簿等保存制度に関する加算税の軽減・加重措置

加算税の種類	課税要件	課税割合 (対増差本税)	優良な電子帳簿 に記録された事 項に関して生じ る申告漏れ	スキャナ保存・ 電子取引の取引 情報に係る電磁 的記録に関して 生じる仮装隠蔽
過少申告加算税	期限内申告につ いて、修正告・ 更正があった場 合	<p style="text-align: right;">10%</p> 期限内申告税額と 50万円のいずれか 多い金額を超える 部分 <p style="text-align: right;">15%</p>	過少申告加算税 を5%軽減 ⇒5%・10% 除く重加算税対象 (所得税・法人税・ 消費税)	—
重加算税	仮装隠蔽があっ た場合	過少申告加算税・ 不納付加算税に代 えて <p style="text-align: right;">35%</p> 無申告加算税に代 えて <p style="text-align: right;">40%</p>	—	重加算税を10% 加算 ⇒45%・50% 過去5年以内に無 申告加算税又は重 加算税を課された ことがある場合 更に10%加算 ⇒55%・60%

加重対象となる不正の例

スキャナ保存	電子取引データ保存
<ul style="list-style-type: none">◎ 保存しているスキャナデータを直接改ざんした場合◎ スキャナ保存される前の紙段階で不正があった場合◎ 通謀等により相手方から受領した架空の請求書等をスキャナ保存している場合	<ul style="list-style-type: none">◎ 保存している電子取引データを直接改ざんした場合◎ 電子取引データの作成段階で不正があった場合◎ 通謀等により相手方から受領した架空の取引データを保存している場合

(出典：電子帳簿保存法取扱通達8-21に基づき作成。)

まとめ

1. 令和5年度インボイス・電帳法改正案
2. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
3. インボイス対応
4. 電子帳簿保存法の体系
5. 電子取引の宥恕措置と企業の取るべき行動
6. 電子インボイスと電帳法との関係
7. 優良な電子帳簿・最低限の要件を満たす電子帳簿
8. 今後の帳簿保存制度の方向性
9. スキャナ保存制度の考え方と使い道
10. 加算税の軽減・加重措置